

官報

号
国会会議録

令和八年六月二日

○第二百二十一回 衆議院会議録 第二十一号

令和八年六月二日(火曜日)

議事日程 第十七号

令和八年六月二日

午後一時開議

第一 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 産業技術力強化法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第六 日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第七 日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

第八 刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

第九 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第三 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 産業技術力強化法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第六 日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第七 日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第八 刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

日程第九 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) この際、御紹介申し上げます。

令和八年六月二日 衆議院会議録第二十一号 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

午後一時二分開議

○議長(森英介君) これより会議を開きます。

○議長(森英介君) この際、御紹介申し上げます。

ただいまポーランド共和国のロベルト・ドーハン下院議員団団長御一行が外交官傍聴席にお見えになっておりますので、諸君とともに心から歓迎申し上げます。

〔起立、拍手〕

日程第一 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第一、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。総務委員長古川康君。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

〔古川康君登壇〕

○古川康君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、日本郵便株式会社が自らの説明責任を果たしつつ経営環境の変化に応じて機動的に郵便に関する料金を変更することができるようにするため、定形郵便物の料金について上限額を総務省

令で定めている現行の制度を同社の申請に基づき上限額を総務大臣が認可する制度に改めるとともに、同社と一般信書事業者との間の対等な競争条件を確保するため、定形郵便物に相当する信書便物の料金についても同様の制度に改める等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月二十五日本委員会に付託され、翌二十六日林総務大臣から趣旨の説明を聴取し、二十八日、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(森英介君) 日程第二、南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長宮路拓馬君。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔宮路拓馬君登壇〕

○宮路拓馬君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、環境保護に関する南極条約議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動として南極地域の海域において行われる科学的調査の追加等を行うとともに、南極地域活動により生ずる環境上の緊急事態に対する当該南極地域活動の主宰者による対応措置の実施の義務づけ等の同議定書附属書Ⅵの締結に係る措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十五日本委員会に付託され、翌二十六日石原環境大臣から趣旨の説明を聴取し、二十九日に質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(森英介君) 日程第三、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長山下貴司君。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔山下貴司君登壇〕

○山下貴司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ、いわゆる送金バイトを利用する行為等に対する罰則の創設、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための警察官による架空名義口座を用いた措置に関する規定の整備等の措置を講ずるものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日あかま国家公安委員会委員長から趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、二十九日に質疑を行い、質疑終

局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 産業技術力強化法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第四、産業技術力強化法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長工藤彰三君。

産業技術力強化法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

〔工藤彰三君登壇〕

○工藤彰三君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、産業技術に関する研究開発を推進するため、重点産業技術の指定、事業者による重点産業技術の研究開発に関する計画認定制度及び当該

技術について事業者と共同研究開発する体制が確保されている研究開発機関の認定制度の創設、認定を受けた事業者及び研究開発機関に対する支援措置等を講ずるものであります。

本案は、五月十九日本委員会に付託され、翌二十日に赤澤経済産業大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。二十五日に国立研究開発法人産業技術総合研究所の視察を行った後、二十七日及び二十九日に質疑を行い、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第六 日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第七 日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第八 刑事に関する互助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

○議長(森英介君) 日程第五、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第六、日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第七、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第八、刑事に関する互助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。外務委員長國場幸之助君。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

刑事に関する互助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔國場幸之助君登壇〕

○國場幸之助君 ただいま議題となりました四件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日・フィリピン物品役務相互提供協定は、令和八年一月十五日に、日・オランダ物品役務相互提供協定は、令和七年十二月十八日に、日・ニュージーランド物品役務相互提供協定は、令和七年十二月十九日に、それぞれ署名されたもので、自衛隊と相手国軍隊との間で物品、役務を相互に提供する場合の決済手続等を定めるものであります。

次に、日・カナダ刑事互助条約は、令和七年十二月十二日に署名されたもので、我が国とカナダとの間の捜査、訴追その他の刑事手続に関する互助を実施するための枠組みについて定めるものであります。

以上四件は、去る五月二十一日外務委員会に付託され、翌二十二日茂木外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。二十九日に質疑を行い、質

疑終局後、順次採決を行いました結果、四件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) これより採決に入ります。

まず、日程第五から第七までの三件を一括して採決いたします。

三件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承認することに決しました。次に、日程第八につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決しました。

日程第九 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第九、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長大串正樹君。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大串正樹君登壇〕

○大串正樹君 ただいま議題となりました労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、労災保険の遺族補償年金等について、夫にのみ課せられた支給要件を撤廃すること、

第二に、疾病の性質上、災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができないものについて、労災保険給付請求権等の消滅時効期間を二年から五年に延長すること、

第三に、小規模の個人経営の農林水産事業に関する労災保険の暫定任意適用事業としての取扱いを廃止すること、

第四に、労災保険の特別加入団体に係る要件を法定化すること等であります。

本案は、去る五月二十六日本委員会に付託され、翌二十七日上野厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取し、二十九日、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付すことに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（森英介君） 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森英介君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（森英介君） 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十分散会

出席国務大臣

総務大臣	林 芳正君
外務大臣	茂木 敏充君
厚生労働大臣	上野賢一郎君
経済産業大臣	赤澤 亮正君
環境大臣	石原 宏高君
国務大臣	あかま二郎君

○議長の報告

（通知書受領）

一、去る五月二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

一、去る五月二十九日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る五月二十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

健康保険法等の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「令和七年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

自転車活用推進法第九条第三項の規定に基づく自転車活用推進計画の報告

（議席変更）

一、去る五月二十九日、衆議院規則第十四条ただし書により、議長において議席を次のとおり変更した。

（理事互選）

一、去る五月二十七日、決算行政監視委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事	石川 昭政君	井林 辰憲君
	武部 新君	田畑 裕明君
	牧島かれん君	菊田真紀子君
	一谷勇一郎君	飯泉 嘉門君

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る五月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

今岡 植君	村木 汀君
島尻安伊子君	山田 基靖君
古井 康介君	長田紘一郎君
平林 晃君	山崎 正恭君
長田紘一郎君	古井 康介君
村木 汀君	今岡 植君
山田 基靖君	島尻安伊子君
山崎 正恭君	平林 晃君

法務委員 補欠	神田 潤一君	神田 潤一君	野村 美穂君	井戸まさえ君
	武部 新君	中曽根康隆君	塩川 鉄也君	辰巳孝太郎君
農林水産委員 補欠	金村 龍那君	横田 光弘君	伊藤 聡君	白木 秀剛君
	中曽根康隆君	武部 新君	今岡 植君	古川 直季君
財務金融委員 補欠	渡辺 勝幸君	神田 潤一君	白木 秀剛君	川崎ひでと君
	横田 光弘君	金村 龍那君	辰巳孝太郎君	塩川 鉄也君
農林水産委員 補欠	中川こういち君	稲葉 大輔君	河野 太郎君	石坂 太君
	渡辺 創君	近藤 和也君	藤沢 忠盛君	三ッ林裕巳君
議院運営委員 補欠	長友 慎治君	白木 秀剛君	山本 大地君	池畑浩太郎君
	近藤 和也君	中川こういち君	池畑浩太郎君	金村 龍那君
大空 幸星君	塩崎 彰久君	安藤たかお君	尾身 朝子君	門 寛子君
	谷川 とむ君	藤田 洋司君	坂本竜太郎君	森原紀代子君
内閣委員 補欠	中川こういち君	大空 幸星君	高見 亮君	村上 智信君
	藤田 洋司君	谷川 とむ君	厚生労働委員 補欠	繁本 護君
一、去る五月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	田宮 寿人君	鹿嶋 祐介君	田宮 寿人君	辰巳孝太郎君
	岩崎 比菜君	稲葉 大輔君	石坂 太君	伊藤 聡君
経済産業委員 補欠	細野 豪志君	山際大志郎君	伊藤 聡君	長田紘一郎君
	伊藤 聡君	長田紘一郎君	伊藤 聡君	山際大志郎君
決算行政監視委員 補欠	小林 史明君	今岡 植君	三原 朝利君	山本 深君
	棚橋 泰文君	深澤 陽一君	山本 深君	深澤 陽一君
総務委員 補欠	今岡 植君	三原 朝利君	山本 深君	深澤 陽一君
	三原 朝利君	山本 深君	深澤 陽一君	山本 深君
一、去る五月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	谷 公一君	世古万美子君	東田 淳平君	渡辺 勝幸君
	古井 康介君	渡辺 勝幸君	渡辺 勝幸君	渡辺 勝幸君
外務委員 補欠	伊藤 聡君	新藤 義孝君	西銘恒三郎君	内山 こう君
	井原 隆君	尾身 朝子君	新藤 義孝君	西銘恒三郎君
法務委員 補欠	井出 庸生君	上川 陽子君	保岡 宏武君	山本 大地君
	國重 徹君	金村 龍那君	井戸まさえ君	中川 貴元君
法務委員 補欠	金村 龍那君	井戸まさえ君	中川 貴元君	永田磨梨奈君
	井戸まさえ君	中川 貴元君	永田磨梨奈君	伊藤 聡君
法務委員 補欠	伊藤 聡君	森原紀代子君	今岡 植君	保岡 宏武君
	鹿嶋 祐介君	今岡 植君	保岡 宏武君	上川 陽子君
法務委員 補欠	鈴木 英敬君	遠藤 寛明君	井出 庸生君	山本 大地君
	國重 徹君	金村 龍那君	井戸まさえ君	畑野 君枝君
法務委員 補欠	畑野 君枝君	谷 浩一郎君	谷 浩一郎君	谷 浩一郎君
	谷 浩一郎君	谷 浩一郎君	谷 浩一郎君	谷 浩一郎君

財務金融委員		国土交通委員		東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委員 会	
辞任	補欠	辞任	補欠	理事	村岡 智信君（理事一谷勇一郎君去る 五月二十八日理事辞任につきその補 欠）
棚橋 泰文君 峰島 侑也君 細田 健一君 東 国幹君 向山 淳君 橘 慶一郎君 山田 瑛理君	細田 健一君 山田 瑛理君 東 国幹君 向山 淳君 橘 慶一郎君 棚橋 泰文君 峰島 侑也君	五十嵐 清君 坂本竜太郎君 赤羽 一嘉君 畑野 君枝君 向山 淳君 石坂 太君 黒崎 祐一君 山本 大地君 西園 勝秀君 辰巳孝太郎君	黒崎 祐一君 向山 淳君 西園 勝秀君 辰巳孝太郎君 石坂 太君 山本 大地君 五十嵐 清君 坂本竜太郎君 赤羽 一嘉君 畑野 君枝君	理事	村岡 智信君（理事一谷勇一郎君去る 五月二十八日理事辞任につきその補 欠）
文部科学委員	補欠	（特別委員辞任及び補欠選任） 一、去る五月二十八日、議長において、次のとお り特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名し た。 東日本大震災復興及び原子力問題調査特別委 員			
辞任	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠
市村浩一郎君 住吉 寛紀君	住吉 寛紀君 市村浩一郎君	丸尾なつ子君 島村かおる君 石坂 太君 門 寛子君 伊藤 恵介君	石坂 太君 伊藤 恵介君 門 寛子君 丸尾なつ子君 島村かおる君	熊田 裕通君 黒崎 祐一君 小森 卓郎君 藤田 誠君 丸尾なつ子君 山本 大地君 高橋 祐介君 田中 昌史君 辻 由布子君 伊藤 聡君 岩崎 比菜君 衛藤 博昭君 大空 幸星君 土田 慎君 長澤 興祐君	辻 由布子君 衛藤 博昭君 高橋 祐介君 岩崎 比菜君 田中 昌史君 大空 幸星君 土田 慎君 伊藤 聡君 長澤 興祐君 丸尾なつ子君 藤田 誠君 黒崎 祐一君 山本 大地君 小森 卓郎君 熊田 裕通君
厚生労働委員	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠
衛藤 博昭君 尾花 瑛仁君 田野瀬太道君 阿部 圭史君 村上 智信君 黒崎 祐一君 伊藤 聡君 遠藤 寛明君 原山 大亮君	黒崎 祐一君 伊藤 聡君 遠藤 寛明君 村上 智信君 原山 大亮君 衛藤 博昭君 尾花 瑛仁君 田野瀬太道君 阿部 圭史君	予算委員	補欠	辞任	補欠
経済産業委員	補欠	辞任	補欠	辞任	補欠
原山 大亮君	阿部 圭史君	村岡 敏英君 近藤 雅彦君	近藤 雅彦君 村岡 敏英君	石井 拓君 衛藤 博昭君	衛藤 博昭君
辞任	補欠	一、去る五月二十八日、特別委員会において、次 のとおり理事を補欠選任した。 消費者問題に関する特別委員会			
小森 卓郎君 山際大志郎君 河合 道雄君 平沼正二郎君 加藤 大博君 内山 こう君 土橋 章宏君 安藤たかお君	平沼正二郎君 内山 こう君 土橋 章宏君 加藤 大博君 安藤たかお君 山際大志郎君 河合 道雄君 小森 卓郎君	理事	小池 正昭君（理事加藤鮎子君去る三 月二日委員辞任につきその補欠） 理事 中山 展宏君（理事あべ俊子君去る三 月二日委員辞任につきその補欠） 理事 前川 恵君（理事勝目康君去る三月 二日委員辞任につきその補欠）	辞任	補欠
（憲法審査会委員辞任及び補欠選任） 一、去る五月二十八日、議長において、次のとお り委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 憲法審査会委員					
以上二件 法務委員会 付託 以上二件 決算行政監視委員会 付託					

一、去る五月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

財務金融委員会 付託

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)

文部科学委員会 付託

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

国土交通委員会 付託

(議案送付)
一、去る五月二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、去る五月二十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る五月二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律案

社会福祉法等の一部を改正する法律案

下水道法等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る五月二十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

国家情報会議設置法案

一、去る五月二十九日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る五月二十九日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る五月二十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

健康保険法等の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律案
太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案
経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案
(調査要求承認)
一、決算行政監視委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る五月二十七日これを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
一、歳入歳出の実況に関する事項
二、国有財産の増減及び現況に関する事項
三、政府関係機関の経理に関する事項
四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項
五、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

六、行政監視に関する事項

二、調査の目的
決算の適正を期し、行政監視の機能を果たすため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和八年五月二十七日
決算行政監視委員長 山口 壯
衆議院議長 森 英介殿

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
令和八年三月二十四日
内閣総理大臣 高市 早苗

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

(郵便法の一部改正)

第一条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「もの」を「料金の水準を上回らないものであつて、会社の経営の状況に照らして適切なもの」に改める。

第六十七條第一項中「第三項を〔第五項〕に、第六十七條第一項中「第三項を〔第五項〕に、

〔第五項〕を〔第七項〕に改め、同条第二項第一号

中「もの」を「料金の水準を上回らないものであつて、会社の経営の状況に照らして適切なもの」に改め、同項第二号中「第四項第一号」を「第六項第一号」に改め、同項第三号中「第四項第二号」を「第六項第二号」に、「次号」を「以下この条及び第七十一条」に、「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める」を「次項の規定により認可を受けた上限の」に改め、同条中第七項を第九項とし、第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。 3 会社は、定形郵便物の料金の上限の額を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 4 総務大臣は、前項の認可の申請に係る定形郵便物の料金の上限の額が郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形郵便物の料金の水準を超えないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。 第七十一条中「料金」の下に「(第六十七条第三項の規定により認可を受けた定形郵便物の料金の上限の額を含む。)」を加える。 第七十三条第一号中「第六十七条第三項」の下に「若しくは第五項」を加える。 第八十七条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「同条第三項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「者」を「とき」に改める。	第八十九条及び第九十一条中「第六十七条第七項」を「第六十七条第九項」に改める。 (民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正) 第二条 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。 第十六条第二項第二号中「もの」の下に「(以下この条及び第二十七条第三号において「定形信書便物」という。)」を加え、「軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める」を「次項の規定により認可を受けた上限の」に改め、同条に次の二項を加える。 3 一般信書便事業者は、定形信書便物の料金の上限の額を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 4 総務大臣は、前項の認可の申請に係る定形信書便物の料金の上限の額が一般信書便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形信書便物の料金の水準を超えないと認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。 第二十七条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。 三 第十六条第三項の規定により認可を受けた定形信書便物の料金の上限の額が一般信書便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む定形信書便物の料金の水準を超えると認めら	れる場合において、当該上限の額を変更すること。 第三十四条中「第二十七条第二号」の下に「及び第三号」を加え、「第二十七条第三号」を「第二十七条第四号」に、「前二号」を「前三号」に改める。 第三十八条第二号中「第十七条第一項」を「第十六条第三項、第十七条第一項」に改める。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。 (郵便法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)の前日において第一条の規定による改正前の郵便法第六十七条第二項第三号の総務省令で定められていた額は、施行日において、第一条の規定による改正後の郵便法第六十七条第三項の規定により日本郵便株式会社が定めて認可を受けた定形郵便物(同条第二項第三号に規定する定形郵便物という。)の料金の上限の額とみなす。 (民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正に伴う準備行為) 第三条 一般信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者をいう。)は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の同法(次項において「新信書便法」という。)第十六条第三項の規定の例により、定形信書便物(同条第二項第二号に規定する定形信書便物という。次項に	おいて同じ。)の料金の上限の額について、総務大臣の認可の申請をすることができる。 2 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新信書便法第十六条第四項及び第三十八条の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた定形信書便物の料金の上限の額は、施行日において、新信書便法第十六条第三項の規定による認可を受けたものとみなす。 (その他の経過措置の政令への委任) 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 理 由 日本郵便株式会社が自らの説明責任を果たしつつ経営環境の変化に応じて機動的に郵便に関する料金を変更することができるようにするため、定形郵便物の料金について上限額を総務省令で定めている現行の制度を同社の申請に基づき上限額を総務大臣が認可する制度に改めるとともに、同社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、定形郵便物に相当する信書便物の料金についても同様の制度に改める等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、日本郵便株式会社が自らの説明責任を果たしつつ経営環境の変化に応じて機動的に
--	---	---	---

郵便に関する料金を変更することができるようにするため、定形郵便物の料金について上限額を総務省令で定めている現行の制度を同社の申請に基づき上限額を総務大臣が認可する制度に改めるとともに、同社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、定形郵便物に相当する信書便物の料金についても同様の制度に改める等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 郵便法の一部改正

(一) 定形郵便物の料金の上限額について、総務省令で定める制度を、日本郵便株式会社がそれを定め、総務大臣の認可を受ける制度に改め、認可を受けた上限額の範囲内で、同社が定形郵便物の料金を届け出なければならぬこととする。

(二) 郵便に関する料金に求められる一般的な要件を緩和し、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む料金の水準を上回らないものであつて、日本郵便株式会社の経営の状況に照らして適切なものであることとする。

2 民間事業者による信書の送達に関する法律の一部改正

定形郵便物に相当する信書便物の料金の上限額について、総務省令で定める制度を、一般信書便事業者がそれを定め、総務大臣の認可を受ける制度に改めるなど、定形郵便物と同様の改正を行うこと。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において

政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

日本郵便株式会社が自らの説明責任を果たしつつ経営環境の変化に応じて機動的に郵便に関する料金を変更することができるようにするため、定形郵便物の料金について上限額を総務省令で定めている現行の制度を同社の申請に基づき上限額を総務大臣が認可する制度に改めるとともに、同社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、定形郵便物に相当する信書便物の料金についても同様の制度に改める等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和八年五月二十八日

総務委員長 古川 康

衆議院議長 森 英介殿

〔別紙〕

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 郵便法第六十七条第三項の認可の申請に係る定形郵便物の料金に関する算定基準等の策定・公表等を行うこと等により郵便料金の設定手続に係る透明性を確保すること。

二 前項の算定基準等の策定において適正な原価の算定方法を検討するに当たっては、不必要な郵便料金の値上げを抑制するため日本郵便株式会社に對し郵便事業の一定の効率化を促す仕組みを組み込む一方、合理的に説明が可能な範囲内で人件費・物価等の上昇等を適切に原価に反映することができるようにすること。

三 郵便局を、マイナンバーカードの新規発行・更新の申請・交付を受け付けるとともに、地域の実情を踏まえた支援を行う拠点として、一層の活用を図ること。

四 利用者の利便性向上及び過疎地におけるアクセスを確保するため定形郵便物の重量計測業務を含め郵便物の引受業務をコンビニエンスストアに委託することの可否について、日本郵便株式会社及び関係事業者と連携して検討を行うこと。

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和八年四月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 監督(第二十一条―第二十三条)」を「第三章の二 環境上の緊急事態等への対応(第四章 監督(第二十一条―第二十三条))」に改める。

に、「第二十八条」を「第三十条」に、「第二十九条―第三十三条」を「第三十一条―第三十五条」に改める。

第一条中「措置等」を「措置、環境上の緊急事態等への対応に係る措置等」に、「附属書Ⅴ」を「附属書Ⅵ」に改める。

第三条第六号ロ中「船舶の航行」を「単に南極地域の海域を通過するに過ぎない船舶」に改め、「航空機の」の下に「航行又は」を加え、同号ハを削り、同条第十三号を第十五号とし、第七号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の二号を加える。

七 環境上の緊急事態 議定書附属書Ⅵ第二条(b)に規定する環境上の緊急事態をいう。

八 緊急時計画 南極地域活動により南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件(以下単に「事件」という。)が発生した場合において、当該事件に対応するための計画をいう。

第三条に次の一号を加える。

十六 対応措置 議定書附属書Ⅵ第二条(f)前段に規定する対応措置であつて、環境省令で定めるものをいう。

第五条第一項中「要件」を「要件のいずれにも」に改める。

第六条第一項中「事項」の下に「(当該南極地域活動を主宰しようとする者が国の機関である場合にあっては、第九号に掲げる事項を除く。)」を加え、同項第七号中「次条第一項第一号から第三号まで」を「次条第一項第一号イからハまで」に改め、同項に次の二号を加える。

八 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動による環境上の緊急事態の防止措置(環境上の緊急事態の危険及びこれが南極地域の環境に及ぼすおそれのある悪影響を削減するための措置をいう。以下同じ。)に関する事項

九 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合における第二十條の四第四項後段若しくは第二十條の五第二項に規定する負担金、第二十條の六に規定する償還又は第二十條の八第一項に規定する納付金(第十二条第二項及び第二十條の十において「負担金等」という。)のための資金の調達手段に関する事項

第六条第四項中「申請書」の下に「及び緊急時計画」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 南極地域活動を主宰しようとする者は、次に掲げる事項を記載した緊急時計画を作成し、申請書と併せて提出しなければならない。

一 当該南極地域活動において発生が想定される事件に関する事項

二 事件の性質についての評価を実施する手続に関する事項

三 第二十條の三第一項の規定による通報の手続に関する事項

四 事件に対応するための要員の配置及び資機材の整備に関する事項

五 事件が発生した場合における当該事件に対応するための措置に関する事項

六 事件の対応に関する能力の向上に資する研修に関する事項

七 事件の対応に関する記録の作成及び保存に関する事項

八 その他環境省令で定める事項

第七条第一項を次のように改める。

環境大臣は、申請について、次の各号(当該申請に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を主宰しようとする者が国の機関である

場合にあつては、第三号を除く。)のいずれにも該当すると認めるときは、次条及び第九条に規定する手続に従い当該申請に係る南極地域活動計画の確認をするものとする。

一 当該南極地域活動計画に含まれる全ての南極地域活動が次のイからホまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

イ 当該南極地域活動を構成する行為中に第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び第二十條の規定に違反するものがないこと。

ロ 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が第十四条第二項各号に該当する場合には、当該行為の目的が環境省令で定める当該行為の区分ごとに環境省令で定めるもの(科学的調査、教育資料の収集その他これに類する目的に限る。)であり、かつ、当該目的を達成するため必要限度においてするものであることその他の環境省令で定める条件に適合すること。

ハ 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が南極特別保護地区への立入りに該当する場合には、当該行為が議定書附属書Ⅴ第六条の指定に係る管理計画に従い南極特別保護地区ごとに環境省令で定める要件に適合すること(当該管理計画が指定されていらない南極特別保護地区にあつては、科学的調査のため欠くことができないものであること)。

ニ 当該南極地域活動が次項の規定に適合すること。

ホ ロから二までに規定する南極地域活動のうちその南極環境影響の程度が軽微でないものにあつては、ロから二までのいずれに

も適合するほか、当該南極環境影響の程度がその時点において国際的に到達されている水準の南極環境影響に関する科学的知見に照らし著しいものとなるおそれがないこと。

二 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により生ずるおそれがある環境上の緊急事態の防止措置が、議定書附属書Ⅵ第二条(e)に規定する客観的基準として同条(e)(i)から(iii)までに掲げる要素を勘案して環境省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合における前条第一項第九号に規定する資金の調達手段が、当該資金の確保のために適当なものであると認められること。

四 緊急時計画が適正に作成されていること。

第八条第一項中「に含まれる南極地域活動が前条第一項各号に掲げる要件に」を「前条第一項第一号から第三号までのいずれにも」に改め、同項第二号及び第三号中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改め、同条第三項中「申請書が提出された場合において、」を削り、同項第一号中「それに含まれるすべての南極地域活動が」を「その申請の内容が」に、「に掲げる要件に」を「のいずれにも」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に、「前条第一項第一号から第四号まで」を「前条第一項第一号イから二までに」、「同項第五号」を「同号ホ」に改める。

第九条第一項中「及び第六条第三項」を「第六条第一項第八号及び第九号に掲げる事項に係る部分を除く。」及び第六条第四項「に改め、同条第五項中「に掲げる要件に」を「のいずれにも」に改める。第十二条に次の一項を加える。

2 国の機関以外の主宰者は、環境上の緊急事態が発生した場合に負担する負担金等について、当該負担金等の額として議定書附属書Ⅵ第九条1に規定する最高限度額までの額を負担することを担保するため、保険契約の締結その他の負担金等の負担を確実に行うための措置を講じなければならない。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 環境上の緊急事態等への対応に係る措置

(南極地域活動を実施する際の防止措置の実施)

第二十條の二 主宰者は、その行う南極地域活動を実施するに当たっては、環境上の緊急事態を防止するため、当該南極地域活動に係る確認を受けた南極地域活動計画に従い、防止措置をとらなければならない。

(南極地域活動により事件が発生した場合の措置)

第二十條の三 主宰者は、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる自己の主宰する南極地域活動により事件が発生した場合には、環境省令で定めるところにより、当該事件が発生した日時及び場所、当該事件の状況、第三項の規定によりとった措置その他の事項を直ちに環境大臣に通報しなければならない。

2 主宰者は、環境大臣から、事件による南極地域の環境への悪影響を削減するために必要な情報の提供を求められたときは、できる限り、これに応じなければならない。

3 主宰者は、事件が発生したときは、直ちに、確認を受けた南極地域活動計画に係る緊急時計画に従い、当該事件に対応するための措置をとらなければならない。

4 環境大臣は、前項の措置をとるべき主宰者が当該措置をとっていないと認めるときは、当該主宰者に対し、相当の期限を定めて、当該措置をとるべきことを命ずることができる。 5 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令をされた主宰者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置をとらないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合においては、環境大臣は、その実施に要した費用の全部又は一部を当該命令をされた主宰者に負担させることができる。 〔環境上の緊急事態の公示及び対応措置の実施〕 第二十条の四 環境大臣は、前条第一項の規定による通報を受けた場合その他確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動による事件の発生に関する情報を得た場合において、事件の発生の状況その他の事情を考慮して環境上の緊急事態が発生したと認めるときは、環境省令で定めるところにより、直ちに、環境上の緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示をするとともに、当該公示の内容を第三号に規定する主宰者に通知するものとする。 一 当該環境上の緊急事態の概要 二 対応措置としてとるべき具体的な措置及びその実施すべき区域 三 対応措置をとるべき主宰者 四 前三号に掲げるもののほか、当該環境上の緊急事態に関し周知すべき事項 2 前項の公示があった場合には、同項の規定による通知を受けた主宰者は、当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置を迅速かつ効果的に実施しなければならない。 3 環境大臣は、第一項の規定による通知を受け	た主宰者が当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置をとっていないと認めるときは、当該主宰者に対し、相当の期限を定めて、当該措置をとるべきことを命ずることができる。 4 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令をされた主宰者が当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置をとらないときは、自ら当該措置をとることができる。この場合においては、環境大臣は、その実施に要した費用の全部又は一部を負担金として当該命令をされた主宰者に負担させるものとする。 〔関係行政機関の長に対する要請による対応措置の実施〕 第二十条の五 環境大臣は、前条第一項の規定による通知を受けた主宰者が当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置をとらず、又は当該主宰者がとる措置のみによつては南極地域の環境への悪影響を削減することが困難であり、かつ、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該環境上の緊急事態において対応措置としてとるべき具体的な措置をとることを要請することができる。 2 関係行政機関の長は、前項の規定により環境大臣が要請した対応措置としての措置をとったときは、当該措置の実施に要した費用の全部又は一部を負担金として同項の主宰者に負担させるものとする。 （締約国の政府による対応措置に係る費用償還請求権） 第二十条の六 締約国の政府は、第二十条の四第一項の公示があった場合において、同項の規定	による通知を受けた主宰者であつて国の機関以外の者であるものが当該通知をされた対応措置としてとるべき具体的な措置（以下この条及び次条において単に「措置」という。）を迅速かつ効果的に実施せず、締約国の政府が当該主宰者に代わつて当該措置をとったときは、当該主宰者に対し、当該措置の実施に要した費用の償還を請求することができる。 第二十条の七 前条の規定による請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。 一 措置をとつた締約国の政府が当該措置を開始した時又は当該締約国の政府が前条に規定する主宰者を知つた時若しくは相當な注意をもつて知ることができる時のいずれか遅い時から三年間行使しないとき。 二 当該締約国の政府が措置を開始した時から十五年間行使しないとき。 （基金への拠出金の拠出） 第二十条の八 環境大臣は、第二十条の四第一項の規定による通知を受けた主宰者であつて国の機関以外の者であるもの又は環境大臣若しくは第二十条の五第一項の規定による要請を受けた関係行政機関の長若しくは第二十条の六の締約国の政府のいずれも環境上の緊急事態について対応措置としての措置をとらなかつたときは、とられるべきであつた対応措置としての措置に要すると見込まれる費用として環境大臣が定める金額を議定書附属書Ⅵ第十二条に規定する基金（第三項及び次条において単に「基金」という。）への拠出金として拠出するため、当該主宰者に対し、当該環境大臣が定める金額を納付金として国庫に納付することを命じなければならない。	2 前項の規定による命令を受けた主宰者は、同項に規定する納付金を国庫に納付しなければならない。 3 政府は、前項の規定による納付金の納付があつたときは、基金に対し、当該納付金の額に相当する金額の拠出金を拠出するものとする。 第二十条の九 政府は、第二十条の四第一項の規定による通知を受けた主宰者であつて国の機関であるもの又は環境大臣若しくは第二十条の五第一項の規定による要請を受けた関係行政機関の長若しくは第二十条の六の締約国の政府のいずれも環境上の緊急事態について対応措置としての措置をとらなかつた場合において、議定書第一条(c)に規定する南極条約協議国会議においてとられるべきであつた対応措置としての措置の実施に要すると見込まれる費用として支払うべきものについて決定があつたときは、当該決定により承認された額を基金に対し拠出するものとする。 （国の機関以外の者である主宰者が負担する費用の限度額） 第二十条の十 国の機関以外の者である主宰者がその行つた南極地域活動により発生させた一の環境上の緊急事態について負担する負担金等の額の総額は、議定書附属書Ⅵ第九条に規定する最高限度額を限度とする。ただし、当該主宰者が故意により、又は環境上の緊急事態が生ずるおそれがあることを認識しながらした無謀な行為により当該環境上の緊急事態を発生させたときは、この限りでない。 （連帯責任） 第二十条の十一 二以上の主宰者の南極地域活動により環境上の緊急事態が発生した場合には、
---	---	--	---

令和八年六月二日 衆議院会議録第二十二号

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

各主宰者は、これによつて生じた費用の負担について、連帯してその責任を負う。ただし、主宰者の一部が、当該環境上の緊急事態の一部のみが当該主宰者の南極地域活動により発生したことを証明したときは、当該主宰者は当該一部についてのみ責任を負う。

第二十四条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「行う行為の下に」、「第二十条の三第三項に規定する措置として行う行為又は第二十条の四第二項若しくは第二十条の五第一項に規定する措置として行う行為」を加え、同条に次の一項を加える。

4 その行う南極地域活動により環境上の緊急事態を発生させた主宰者が、当該環境上の緊急事態が議定書附属書Ⅵ第八条1(a)から(d)までに規定する事由により発生したことを証明した場合

には、当該主宰者について、第二十条の四第四項後段、第二十条の五第二項、第二十条の六並びに第二十条の八第一項及び第二項の規定(当該主宰者が国の機関である場合にあつては、第二十条の四第四項後段及び第二十条の五第二項の規定)は、適用しない。

第三十三条中「第二十九条」を「第三十一条」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十二条中「者は」の場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「又は」の下に「これらの規定による」を加え、「者」を「とき」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十一条中「第五条第三項の規定による届出をしないで同条第二項に規定する南極地域活動をするべきこととされている場所に立ち入った」を「次

の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五条第三項の規定による届出をしないので同条第二項に規定する南極地域活動をすべきこととされている場所に立ち入ったとき。

二 第二十条の三第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。

第三十一条を第三十三条とする。

第三十条中「者は」の場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二十条の二の規定に違反して、確認を受けた南極地域活動計画に定められた防止措置をとらずに当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を実施したとき。

第三十条を第三十二条とする。

第二十九条中「者は」を「場合」に、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき」に改め、同条第四号中「第二十三条第一項又は」を「第二十条の三第四項、第二十条の四第三項又は第二十三条第一項若しくは」に、「者」を「とき」に改め、同条を第三十一条とし、第五章中第二十八条を第三十条とし、第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条第一項中「第六項」の下に、「第二十条の三第四項、第二十条の四第三項」を加え、同条を第二十八条とし、第二十五条を第二十七条とし、第二十四条の次に次の二条を加える。

(負担金の徴収)

第二十五条 環境大臣は、第二十条の三第五項後段若しくは第二十条の四第四項後段又は第二十条第三項の規定による負担金を徴収しようとするときは、当該負担金の納付義務者に対し、

当該負担金の額、納付期限及び納付方法その他必要な事項を通知しなければならない。

2 環境大臣は、前項の通知を受けた納付義務者が納付期限までに同項の負担金を納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

3 環境大臣は、前項の規定による督促をするときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

4 環境大臣は、第二項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金及び第六項に規定する延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分例により、滞納処分をすることが出来る。

5 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

6 環境大臣は、第二項の規定により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することが出来る。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

7 前各項の規定は、第二十条の五第二項の規定により関係行政機関の長が負担金を徴収しようとする場合について準用する。

(納付金の徴収)

第二十六条 前条第一項から第六項までの規定は、第二十条の八第一項の納付金について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、環境保護に関する南極条約議定書附属書Ⅵが日本国について効力を生ずる日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条の規定 公布の日
- 二 第三条第六号の改正規定及び附則第三条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた改正前の第六条第一項に規定する申請であつて、この法律の施行の際、改正前の第五条第一項本文に規定する確認をすることがどうかの処分がされていないものの当該処分については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に行われている改正前の第五条第一項本文に規定する確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動は、改正後の同項本文に規定する確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動とみなす。

3 この法律の施行の際現に改正前の第五条第一項本文に規定する確認を受けて南極地域活動を主宰している者及び第一項の規定によりなお従前の例により確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を主宰する者については、改正後の第十二条第二項、第三章の二、第二十四条第四項、第二十五条(第二十三条第三項に係る部分を除く)並びに第二十六条の規定は適用せず、改正後の第二十四条第二項の適用については、同項中「生命若しくは」とあるのは「生命又は」と、「第二十条の三第三項に規定

する措置として行う行為又は第二十條の四第二項若しくは第二十條の五第一項に規定する措置として行う行為その他」とあるのは「その他」とする。 第三條 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に同号に掲げる改正規定による改正前の第三條第六号に掲げる特定活動のうち同号口又はハに該当する南極地域活動をしている者が最初に南極地域から出るまでの間にする当該南極地域活動については、第五條第一項、第十四條第二項第一号及び第三号並びに第十九條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、適用しない。 2 前項に規定する者（附則第一條第二号に掲げる改正規定による改正後の第三條第六号口に該当する特定活動をしている者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、同項に規定する南極地域活動が終了した後、遅滞なく、環境大臣に対し、当該南極地域活動として実施した内容その他環境省令で定める事項を報告しなければならない。 3 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。 （政令への委任） 第四條 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。	理由 環境保護に関する南極条約議定書の確かつ円滑な実施を確保するため、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動として南極地域の海域において行われる科学的調査の追加等を行うとともに、南極地域活動により生ずる環境上の緊急事態に対する当該南極地域活動の主事者による対応措置の実施の義務付け等の同議定書附属書Ⅵの締結に係る措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、環境保護に関する南極条約議定書の確かつ円滑な実施を確保するため、同議定書附属書Ⅵの締結に係る措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。 1 「環境上の緊急事態」等の定義を追加するとともに、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動に、南極地域の海域において行われる科学的調査等を追加等すること。 2 南極地域活動を主宰しようとする者が南極地域活動計画の確認申請をする際の申請書の記載事項として環境上の緊急事態の防止措置等に関する事項を追加するとともに、申請書と併せて緊急時計画を提出することを義務付けること。 3 主事者の責務として、環境上の緊急事態が発生した場合に負担する負担金等について、議定書附属書Ⅵ第九条１に規定する最高限度額までの額の負担を確実に行うための措置を講じなければならないことを追加すること。	4 主事者が南極地域活動を実施するに当たり、環境上の緊急事態を防止するため、環境大臣の確認を受けた南極地域活動計画に従い、防止措置をとることを義務付けること。 5 南極地域活動により南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合において、主事者に対し、環境大臣に通報し、緊急時計画に従って当該事件に対応するための措置をとること等を義務付けること。 6 環境大臣は、環境上の緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、環境上の緊急事態が発生した旨等を公示し、当該公示の内容を対応措置をとるべき主事者に通知することを定めるとともに、当該主事者に対し、通知された対応措置としてとるべき措置を迅速かつ効果的に実施することを義務付けること。さらに、当該主事者が対応措置としてとるべき措置をとらず、環境大臣若しくは関係行政機関の長又は締約国の政府が当該措置をとった場合等における、主事者の費用負担に係る規定を整備すること。 7 この法律は、一部を除き、議定書附属書Ⅵが日本国について効力を生ずる日から起算して一月を経過した日から施行すること。 二 議案の可決理由 本案は、環境保護に関する南極条約議定書の確かつ円滑な実施を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 令和八年五月二十九日 衆議院議長 森 環境委員長 宮路 拓馬 英介殿	（別紙） 南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。 一 我が国が本年議長国を務めた第四十八回南極条約協議国会議の議論の結果も踏まえ、環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの早期発効に向けて、各国に働きかけるなど主導的役割を果たすこと。加えて、南極地域の平和的利用、科学的調査の自由及び国際協力の促進等を基本原則に掲げる南極条約をはじめとする国際的枠組みの下で、南極地域の環境保全の実効性確保が図られるよう、積極的な取組を進めること。 二 南極地域における観光の活発化により、環境上の緊急事態が発生する蓋然性が高まっていることに鑑み、南極地域の環境保全について、旅行者及び観光客に対する周知啓発の更なる充実に努めること。また、南極地域の環境保全を図るため、観光への規制の在り方について検討すること。 三 本法の円滑な運用を図るため、環境上の緊急事態について、南極条約協議国会議等において提供される過去の事故の事例を含め、引き続き知見を収集しつつ、南極地域という特殊な環境で起き得る事態とその対応措置について十分に検討し、本法の実効性担保に必要なガイドラインを計画的に作成すること。また、作成したガイドラインについては、各締約国の国内実行の参考となるよう情報共有を行うとともに、南極地域の自然環境及び観光客の増加等社会環境の変化を踏まえた見直しを定期的に行うこと。
---	--	--	---

四 南極大陸への上陸を伴わない南極地域の海域のみで行われる観光活動及び科学的調査活動についても新たに事前確認の対象となることに鑑み、新たな適用対象者への手続の周知を行うとともに、学術活動の迅速性を阻害することのないような配慮を行うこと。

五 本法の実効性を確保するため、南極地域への環境省職員の派遣を引き続き実施し、南極地域における観測活動に伴う廃棄物等の適切な処理の確認等に万全を期すること。また、南極地域の環境保全に継続して取り組む専門的な人材の育成・確保等、体制の整備を行うこと。

六 我が国の南極地域観測事業が気候変動、プラスチック汚染等による地球環境への影響の調査に重要な役割を果たしていることを踏まえ、継続的な事業実施のための体制の充実及び南極観測船「しらせ」の後継船も含む予算の確保に努めること。

七 南極地域における観測活動に伴って生じる環境負荷を低減させるため、活動に必要なエネルギー供給源の改善や最適化を進めるとともに、エネルギー消費の少ない設備や機器への計画的な更新を行うこと。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和八年四月三日

内閣総理大臣 高市 早苗

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律
一部を改正する法律

第一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十六条」に改める。

第二十五条及び第二十六条を削る。

第二十七条中「二年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、第六章中同条を第二十五条とする。

第二十八条第一項中「以下この条において同じ」を「第三十二条第四項第一号において「預貯金取扱事業者」というに」、「この項を「この項及び第三十二条第四項第一号イ」に、「特定事業者との間における預貯金契約に係る」を「当該に、「二年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十八条の二第一項中「この項を「この項及び第三十二条第四項第一号ロ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十九条第一項中「この項を「この項及び第三十二条第四項第一号」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十九条の二第一項中「この項を「この項及び第三十二条第四項第一号ハ」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条

第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十二条中「第二十七条及び前条第三号」を「第二十五条及び前条第一号」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十一条第一号中「三億円以下」を「同条」に改め、同条第二号中「第二十六条」を「第三十三条」に、「二億円」を「三億円」に改め、同条第三号中「第二十七条」を「前条」に、「同条」を「二億円以下」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十条第一項中「この項を「この項及び次条第四項第一号ホ」に、「二年」を「三年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に、「五百万円」を「千万円」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

第三十二条 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で特定役務利用財産移転行為をするように依頼した者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、当該目的で、有償で特定役務利用財産移転行為をするよう、広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、同様とする。

2 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、他人の依頼を受けて、当該他人に前項前段の目的があることの情を知って、有償で特

定役務利用財産移転行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、特定役務利用財産移転行為を引き受けることを示して、有償での特定役務利用財産移転行為の実施を自己に依頼するよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、同様とする。

3 業として第一項前段又は前項前段の罪に当たたる行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項及び第二項において「特定役務利用財産移転行為」とは、次に掲げる行為をいう。

一 預貯金契約等役務（次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役務及び預貯金取扱事業者又は資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務をいう。次号及び第三号において同じ。）を利用して自己以外の者に財産を移転する行為

イ 預貯金取扱事業者 預貯金契約

ロ 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者 高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約

ハ 電子決済手段等取引業者 電子決済手段等取引契約

二 電子決済等取扱業者等 電子決済等利用契約

ホ 暗号資産交換業者 暗号資産交換契約 二 預貯金契約等役務を利用して受け取った財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為 三 預貯金契約等役務を利用して財産を受け取ることを約して、当該財産に相当する財産の全部又は一部を自己以外の者に移転する行為 第三十三条 第十八条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第十五条若しくは第十九条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 二 第十六条第一項若しくは第十九条第三項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第二十九条の三第一項中「この項を」この項及び第三十二条第四項第一号二に、「二年を」三年に、「百万円を」五百万円に改め、同条第三項中「三年を」五年に、「五百万円を」千万円に改め、同条を第三十条とする。 第二条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を次のように改正する。 目次中「第四章 監督(第十五条―第十九条)」	「第四章 監督(第十五条―第十九条)」 「第四章の二 口座等犯罪利用防止措置」 第一節 口座等犯罪利用防止措置の実施 第二節 特定被害回復給付金の支給 第一款 通則(第十九条の十一―第十九条の十二) 第二款 特定被害回復給付金支給手続 第三款 雑則(第十九条の十八―第十九条の十九) 第三節 雑則(第十九条の二十八―第十九条の二十九) (第十九条の二―第十九条の十) 「第十九条の十四―第十九条の十七」 「第十九条の二十九」 「第十六条を」第三十七条に改める。 第一条中「の措置」の下に「及び警察官による預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための措置」を加える。 第八条第五項中「都道府県公安委員会」の下に「(以下「公安委員会」という。)」を加え、同条第六項中「都道府県公安委員会を」公安委員会に改める。 第十条の二中「第十五号まで」の下に、「第二十五号」を加え、「次条及び第二十二條第二項第二号においてを」以下に改め、「特定信託受益権」の下に「(信託法(平成十八年法律第八号)第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託に係るものであって、同法第百十條第三項に規定する無記名受益権に該当しないものに限る。)」を加え、「同条第十項を」資金決済に関する法律第二条第十項に改める。 第十九条第一項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改め、同条第三項中「道府県警察本部長」の下に「(以下「警察本部長」という。)」を加える。 第四章の次に次の一章を加える。	「第四章の二 口座等犯罪利用防止措置」 第一節 口座等犯罪利用防止措置の実施 「(犯罪利用防止措置用口座等の開設等)」 第十九条の二 警察官は、次条の規定による措置(以下「口座等犯罪利用防止措置」という。))を実施するため、その所属する都道府県警察の警察本部長の指揮を受けて、次に掲げる特定事業者に対し、その身分を証明する証票及び国家公安委員会規則で定める書面の提示(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による措置であつて、当該提示に相当するものとして国家公安委員会規則で定めるものを含む。))を行つて、犯罪利用防止措置用口座等(警察本部長と次の各号に掲げる特定事業者との間における当該各号に定める契約により、当該契約に係る役務の提供を受けるために開設され、又は設定される口座又はこれに準ずるもの(以下「口座等」という。))であつて、当該口座等に係る通帳、カードその他のものにおいて表示され、又は記録される当該口座等の名義人その他の事項について当該口座等が口座等犯罪利用防止措置のために用いられるものであることが当該口座等犯罪利用防止措置の相手方その他の者に推知されないようにするための措置が講じられるものをいう。以下同じ。))を開設し、又は設定するよう求めることができる。 一 第二条第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者(第二十六條第一項及び第三十二條第四項第一号において「預貯金取扱事業者」という。別表	第二条第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約(第二十六條第一項において単に「預貯金契約」という。)) 二 第二条第二項第三十号の二に掲げる特定事業者(以下この号及び第二十七條第一項において「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者」という。)) 高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約(第二十七條第一項において「高額電子移転可能型前払式支払手段利用契約」という。)) 三 第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者(以下この号及び第二十八條第一項において「資金移動業者」という。)) 資金移動業者との間における為替取引による送金又はその受取に係る役務の提供を受けることを内容とする契約 四 電子決済手段等取引業者 資金決済に関する法律第二條第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約(第二十九條第一項において「電子決済手段等取引契約」という。)) 五 第二条第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者(第三十條第一項において「電子決済等取扱業者等」という。)) 銀行法第二条第十七項各号、信用金庫法第八十五条の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約(第三十條第一項において「電子決済等利用契約」という。))
---	--	---	--

六 暗号資産交換業者 資金決済に関する法律第二条第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約(第三十一条第一項において「暗号資産交換契約」という。) (口座等犯罪利用防止措置の実施) 第十九条の三 警察官は、次に掲げる者を認めた場合において、預貯金口座等(前条各号に掲げる特定事業者との間における当該各号に定める契約に係る役務(以下この条及び第三十二条第四項において「預貯金契約等役務」という。))の提供を受けるために開設され、又は設定された口座等をいう。以下この条及び第十九条の十一第三号において同じ。)が犯罪に利用されることを防止するために必要があると認めるときは、その所属する都道府県警察の警察本部長の指揮を受けて、その者に対し、犯罪利用防止措置用口座等に係る通帳、カード、預貯金契約等役務の提供を受けるために必要な情報その他当該預貯金契約等役務の提供を受けるために必要なもの(以下「犯罪利用防止措置用通帳等」という。)を譲り渡し、交付し、又は提供すること、同項に規定する特定役務利用財産移転行為(第二号及び第十九条の六第四項第二号において単に「特定役務利用財産移転行為」という。)をすることを受託して犯罪利用防止措置用口座等において財産を受け取るために必要な情報(以下この条において「口座等関係情報」という。)を提供することその他の預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための犯罪利用防止措置用口座等又は犯罪利用防止措置用通帳等を用いた措置を講ずることができる。この場合においては、警察官は、当該措置を的確に実施するために必要と認められる範囲内において、当該警察官の氏名、身分その他の事	項、当該犯罪利用防止措置用通帳等又は当該口座等関係情報が犯罪利用防止措置用口座等に係るものであることその他当該措置に係る事実を隠し、又は偽ることができ。 一 第二十六条第一項に規定する預貯金通帳等、第二十七条第一項に規定する高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報、第二十八条第一項に規定する為替取引カード等、第二十九条第一項に規定する電子決済手段等取引情報、第三十条第一項に規定する電子決済等利用情報又は第三十一条第一項に規定する暗号資産交換利用情報を譲り渡し、交付し、又は提供するよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引する者(通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由があると認められる者を除く。) 二 有償で特定役務利用財産移転行為をするよう、人に依頼し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引する者(前号に規定する正当な理由があると認められる者を除く。) (特定事業者に対する協力の求め) 第十九条の四 警察官は、口座等犯罪利用防止措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、第十九条の二各号に掲げる特定事業者に対し、犯罪利用防止措置用口座等に係る取引に関する情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。 (移転を受けた財産の保管) 第十九条の五 口座等犯罪利用防止措置が講じられた場合において、次の各号に掲げる財産の移転があつたときは、当該口座等犯罪利用防止措置の指揮を行う警察本部長は、次条第	一項の規定による返還を行うために当該各号に定める財産を保管しなければならない。 一 犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転、当該移転に係る財産 二 前号に掲げるもののほか、犯罪利用防止措置用通帳等の譲渡し、交付又は提供の対価を受け取ることその他の事由による警察官への金銭その他の財産の移転、当該移転に係る財産 2 警察本部長は、前項の規定により保管する財産が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき、又はその保管若しくは返還に過大な費用若しくは手数を要するときは、当該財産を換価して当該換価により得られた金銭を保管することができる。 (保管財産の返還) 第十九条の六 前条の規定により財産を保管した警察本部長は、速やかに、当該保管の原因となつた同条第一項各号に掲げる財産の移転(以下「保管原因行為」という。)を行った者に対し、当該保管に係る財産(当該財産が金銭債権である場合にあつては、当該金銭債権の価額に相当する金銭)を返還するものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる事情がある場合には、当該事情がやんだ後速やかに返還するものとする。 一 この節の規定の施行又は犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあること。 二 保管原因行為が前条第一項第一号に掲げる財産の移転である場合において、当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等に係る財産の払戻しを求める訴えが提起されていること又は当該財産に係る債権について強制執行、仮差押え若しくは仮処分	の手續が行われていること。 三 前二号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事情 2 前項の規定により返還する財産の価額又は数量(以下この項及び第四項において「価額等」という。)は、前条の規定による当該財産の保管が犯罪利用防止措置用口座等において行われた場合には、当該保管の開始の時の価額等によるものとする。 3 第一項の規定による返還に要する費用は、当該返還を受ける者の負担とする。 4 警察本部長は、次の各号のいずれかに掲げるときは、第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による返還の相手方に対して引き渡す財産の価額等から、当該各号に規定する移転に係る財産に相当する財産の価額等を控除することができる。 一 当該保管原因行為の前又は後に当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等から財産の移転があつた場合であつて、当該返還の相手方が当該移転を行ったと認められるとき。 二 当該保管原因行為の前又は後に警察官が他人の依頼を受けて当該保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等から特定役務利用財産移転行為をして財産の移転を行った場合であつて、当該返還の相手方が当該依頼を行ったと認められるとき。 5 第一項の規定により返還する財産には、利息を付さない。 (返還のための調査) 第十九条の七 警察本部長は、前条第一項の規定による返還を行うため、必要な調査を行うものとする。
--	---	--	---

2 警察本部長は、前項の規定による調査のため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。	名義人の氏名又は名称その他の当該保管原因行為に係る事項（前号に掲げる事項を除く。）	第二節 特定被害回復給付金の支給 第一款 通則	2 公安委員会は、前項に規定する者（以下「対象被害者」という。）について、相続その他の一般承継があつたときは、この節の定めるところにより、その相続人その他の一般承継人に対し、特定被害回復給付金を支給する。（特定被害回復給付金の支給を受けることができない者）
3 警察本部長は、第一項の規定による調査の結果その他の事由により前条第一項の規定により返還を受けるべき者を認めたときは、速やかに（同項各号のいずれかに掲げる事情がある場合にあつては、当該事情がやんだ後速やかに、その者に対し、当該返還を受けるために必要な手続を通知しなければならない。）	四 当該保管財産の内容 五 前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項 （返還時の措置）	第十九条の十一 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 特定被害回復給付金 給付資金から支給される金銭であつて、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として次款及び第三款の規定によりその金額が算出されるものをいう。 二 給付資金 第十九条の十四第四項又は第十九条の二十第三項の規定により公安委員会が保管する金銭をいう。 三 支給対象犯罪行為 詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であつて、人に、移転元預貯金口座等（預貯金口座等を移転元として第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転が行われた場合における当該移転元の預貯金口座等をいう。第十九条の十四及び第十九条の十五第二項第三号において同じ。）に対する財産の移転を行わせることにより、当該財産を害したものをいう。 四 費用 この節の規定による通知に要する費用その他の給付資金から支弁すべきものとして国家公安委員会規則で定める費用をいう。 （特定被害回復給付金の支給） 第十九条の十二 公安委員会は、この節の定めるところにより、支給対象犯罪行為により害を被つた者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつてこれにより財産を失つたものに対し、特定被害回復給付金を支給する。	第十九条の十三 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、特定被害回復給付金の支給を受けることができない。 一 支給対象犯罪行為により失われた財産（当該財産が二人以上の者の共有に属するときは、その持分。以下この条において同じ。）の価額に相当する損害の全部について、その填補又は賠償がされた場合（当該支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人以外の者により当該填補又は賠償がされた場合に限る。）における当該支給対象犯罪行為により当該財産を失つた対象被害者又はその一般承継人 二 支給対象犯罪行為を実行した者若しくはこれに共犯として加功した者、支給対象犯罪行為に関連して不正な利益を得た者、支給対象犯罪行為により財産を失つたことについて自己に不法な原因がある者その他特定被害回復給付金の支給を受けることが社会通念上適切でない者又は対象被害者がこれらの者のいずれかに該当する場合におけるその一般承継人 第二款 特定被害回復給付金支給手続 （特定被害回復給付金支給手続の開始） 第十九条の十四 警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の
（公告） 第十九条の八 警察本部長は、第十九条の五の規定により保管する財産（第十九条の六第四項各号に規定する移転があつた場合における当該移転に係る財産を含む。以下「保管財産」という。）について、前条第一項の規定による調査を行つてもなおその返還を受けるべき者を知ることができず、又はその所在を知ることができなときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。	3 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 （保管財産の返還を受ける権利の消滅） 第十九条の十 第十九条の八第二項の規定による公告の日から起算して六月（第十九条の六第一項各号に掲げる事情があつた期間を除く。）を経過してもなお第十九条の六第一項の規定により保管財産の返還を受けるべき者を知ることができず、若しくはその所在を知ることができなとき、又は当該返還を受けるべき者が保管財産について返還を受ける権利（以下「返還請求権」という。）を放棄したときは、当該保管財産に係る返還請求権は消滅する。この場合において、当該保管財産が金銭以外の財産であるときは、警察本部長は、速やかに、その換価をしなければならない。	（定義） 第十九条の十一 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 特定被害回復給付金 給付資金から支給される金銭であつて、支給対象犯罪行為により失われた財産の価額を基礎として次款及び第三款の規定によりその金額が算出されるものをいう。 二 給付資金 第十九条の十四第四項又は第十九条の二十第三項の規定により公安委員会が保管する金銭をいう。 三 支給対象犯罪行為 詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であつて、人に、移転元預貯金口座等（預貯金口座等を移転元として第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転が行われた場合における当該移転元の預貯金口座等をいう。第十九条の十四及び第十九条の十五第二項第三号において同じ。）に対する財産の移転を行わせることにより、当該財産を害したものをいう。 四 費用 この節の規定による通知に要する費用その他の給付資金から支弁すべきものとして国家公安委員会規則で定める費用をいう。 （特定被害回復給付金の支給） 第十九条の十二 公安委員会は、この節の定めるところにより、支給対象犯罪行為により害を被つた者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつてこれにより財産を失つたものに対し、特定被害回復給付金を支給する。	（特定被害回復給付金支給手続の開始） 第十九条の十四 警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の
2 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。 一 当該警察本部長が置かれる都道府県警察の名称 二 当該保管財産の保管原因行為があつた日時 三 当該保管財産の保管原因行為に係る犯罪利用防止措置用口座等に係る特定事業者の名称並びに口座等の番号その他の符号及び	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書	犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

五 第一項第一号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅した場合（当該保管財産について第十九条の十の規定による換価を行うべき場合にあつては、当該換価が終了した場合に限る。第五項において同じ。）であつて、当該財産の移転について移転元預貯金口座等があるときは、当該都道府県警察を管理する公安委員会に対し、当該保管財産に係る給付資金から特定被害回復給付金を支給するための手続（以下「特定被害回復給付金支給手続」という。）を開始することを求めなければならない。ただし、当該保管財産（当該保管財産が第十九条の十の規定により換価された場合にあつては、当該換価により得られた金銭。第四項及び第十九条の二十四第一項において同じ。）の価額が特定被害回復給付金支給手続に要することが見込まれる費用の額として国家公安委員会規則で定める額を超えないときは、この限りでない。

2 公安委員会は、前項の求めがあつたときは、遅滞なく、特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をするものとする。

3 前項の決定は、第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転に係る犯罪利用防止措置用口座等ことにするものとする。

4 公安委員会は、第二項の規定により特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしたときは、当該決定に係る保管財産を給付資金として保管するものとする。

5 警察本部長は、第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第一号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅した場合であつて、当該

財産の移転について移転元預貯金口座等がないとき、又は第一項ただし書に規定する場合に該当するときは、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

6 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、当該返還請求権が消滅した保管財産について特定被害回復給付金支給手続が行われない旨を公告しなければならない。（公告等）

第十九条の十五 公安委員会は、前条第二項の規定により特定被害回復給付金支給手続を開始する旨の決定をしたときは、速やかに、警察庁長官に対し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。

2 警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 特定被害回復給付金支給手続を開始した旨

二 特定被害回復給付金支給手続を行う公安委員会の名称

三 当該決定に係る犯罪利用防止措置用口座等及び移転元預貯金口座等に係る特定事業者の名称並びに口座等の番号その他の符号及び名義人の氏名又は名称

四 当該決定に係る給付資金の額

五 支給申請期間

六 前各号に掲げるもののほか、国家公安委員会規則で定める事項

3 前項第五号の支給申請期間は、同項の規定による公告があつた日の翌日から起算して三十日以上でなければならない。

4 公安委員会は、対象被害者又はその一般承

継人であつて知れているものに対し、第二項の規定により公告すべき事項を通知しなければならぬ。ただし、特定被害回復給付金の支給を受けることができない者であることが明らかである者については、この限りでない。

5 前各項に規定するもののほか、第二項の規定による公告及び前項の規定による通知に關して必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に關する法律の準用）

第十九条の十六 犯罪被害財産等による被害回

復給付金の支給に關する法律（平成十八年法律第八十七号）第九條第一項及び第二項、第十條から第十三條まで、第十四條第一項から第三項まで並びに第十七條の規定は、公安委員会による特定被害回復給付金の支給について準用する。この場合において、これらの規定（同法第十四條第三項を除く。）中「法務省令」とあるのは、「国家公安委員会規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定（同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九條第一項第一号	対象被害者	
第九條第一項第二号	支給対象犯罪行為	支給対象犯罪行為（犯罪収益移転防止法第十九条の十一第三号に規定する支給対象犯罪行為をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）
第十一條第二項	第二十八條第一項	犯罪収益移転防止法第十九条の十八
第十二條第一項	書面をもつて行い、かつ、理由を付し、当該裁定をした検察官がこれに記名押印を	理由を付した書面をもつて
第十二條第三項及び第十三條	検察官が所属する検察庁	都道府県公安委員会
第十二條第三項	検察庁に	都道府県公安委員会の庁舎に

第十四条第一項	すべて			当該特定被害回復給付金支給手続（犯罪収益移転防止法第十九条の十四第一項に規定する特定被害回復給付金支給手続をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る全て		
	、第二十六条第一項の規定による被害回復事務管理人の報酬の決定及び犯罪被害財産支給手続費用			及び当該特定被害回復給付金支給手続費用（犯罪収益移転防止法第十九条の十一第四号に規定する費用をいう。次項において同じ。）		
第十四条第二項	給付資金			犯罪収益移転防止法第十九条の十一第二号に規定する給付資金		
第十四条第三項	犯罪被害財産支給手続費用等			特定被害回復給付金支給手続費用		
	記載し、法務省令で定めるところにより			記載するとともに、警察庁長官に對し、その旨を公告することを求めなければならない。この場合において、警察庁長官は、速やかに		

(特定被害回復給付金支給手続の終了)
第十九条の十七 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定被害回復給付金支給手続を終了する旨の決定をするものとする。
一 前条において準用する犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（以下「準用支給法」という。）第九条第一項の規定による申請がないとき。
二 準用支給法第九条第一項又は第二項の規定による申請の全てについて準用支給法第十条又は第十一条の規定による裁定があつたとき。
三 準用支給法第十四条第一項及び第二項並びに第十七条の規定（第十九条の二十一第二項の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）により支給すべき特定被害回復給付金の全てについて、当該規定によりこれを支給したとき。
公安委員会は、前項の規定により特定被害回復給付金支給手続を終了する旨の決定をしたときは、警察庁長官に對し、次項の規定による公告を行うことを求めなければならない。
警察庁長官は、前項の求めがあつたときは、速やかに、特定被害回復給付金支給手続が終了した旨を公告しなければならない。
第三款 雜則
(調査)
第十九条の十八 公安委員会は、この節の規定による事務を行うため必要があると認めるときは、準用支給法第九条第一項又は第二項の規定による申請をした者（第三十五条第四号において「特定被害回復給付金申請者」という。）その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。
(損害賠償請求権等との関係)
第十九条の十九 特定被害回復給付金を支給したときは、その支給を受けた者が有する支給対象犯罪行為に係る損害賠償請求権その他の請求権は、その支給を受けた額の限度において消滅する。
(不正利得の徴収等)
第十九条の二十 特定被害回復給付金支給手続において、偽りその他不正の手段により特定被害回復給付金の支給を受けた者があるときは、公安委員会は、地方税の滞納処分等の例により、その者から、その支給を受けた特定被害回復給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
3 公安委員会は、第一項の規定による徴収をしたときは、当該徴収に係る金銭を給付資金として保管するものとする。
4 公安委員会は、前項の規定による保管をした場合において、当該特定被害回復給付金支給手続において第一項に規定する者以外の者で資格裁定を受けた者（特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した者を除く。以下この項において「他の資格裁定を受けた者」という。）があり、かつ、当該他の資格裁定を受けた者について既に支給した特定被害回復給付金の額が犯罪被害額（資格裁定において定められた準用支給法第十条第二項に規定する犯罪被害額をいう。次条第二項において同じ。）に満たないときは、遅滞なく、当該保管に係る給付資金を原資として、準用支給法第十四条第一項から第三項まで及び第十七条の規定の例により、当該他の資格裁定を受けた者又はその一般承継人に対し、特定被害回復給付金の支給をしなければならない。ただし、第一項に規定する者から徴収した額が千円未満である場合は、この限りでない。
(権利の消滅等)
第十九条の二十一 特定被害回復給付金の支給を受ける権利は、準用支給法第十四条第三項（前条第四項及び次項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による公告があつた時から六月間行使しないときは、消滅する。

2 公安委員会は、前項の規定により特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した場合において、当該特定被害回復給付金支給手続において当該権利を有していた者以外の者で資格裁定を受けた者(特定被害回復給付金の支給を受ける権利が消滅した者を除く。以下この項において「他の資格裁定を受けた者」という。)があり、かつ、当該他の資格裁定を受けた者について既に支給した特定被害回復給付金の額が犯罪被害額に満たないときは、遅滞なく、同項の規定により消滅した権利に係る特定被害回復給付金の額に相当する額の金銭を原資として、準用支給法第十四条第一項から第三項まで及び第十七条の規定の例により、当該他の資格裁定を受けた者又はその一般承継人に対し、特定被害回復給付金の支給をしなければならぬ。ただし、前項の規定により消滅した権利に係る特定被害回復給付金の額が千円未満である場合は、この限りでない。 (特定被害回復給付金の支給を受ける権利の保護) 第十九条の二十二 特定被害回復給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。 (戸籍事項の無料証明) 第十九条の二十三 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長と	する。)は、公安委員会又は特定被害回復給付金の支給を受けようとする者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、対象被害者若しくはその一般承継人又は資格裁定が確定した者の一般承継人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。 (都道府県の一般会計への繰入れ等) 第十九条の二十四 警察本部長は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該各号に定める財産を当該都道府県警察の属する都道府県の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。 一 第十九条の十の規定によりその保管原因行為が第十九条の五第一項第二号に掲げる財産の移転である保管財産について返還請求権が消滅したとき 当該保管財産 二 第十九条の十四第六項の規定による公告が行われたとき 当該公告に係る保管財産 三 公安委員会は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該各号に定める金銭を当該公安委員会が置かれている都道府県の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。 一 第十九条の十七第一項の決定が確定した場合において、当該確定の時に給付資金を保管しているとき 当該給付資金(当該確定の前に第十九条の二十第三項の規定による保管をした場合にあつては、当該保管をした金額(同条第四項の規定により当該保管に係る給付資金を原資として特定被害回復給付金が支給された場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。)に相当する金銭を除く。)	二 第十九条の二十第三項の規定による保管をした場合において、同条第四項の規定により特定被害回復給付金の支給を受けるべき者がいないとき 当該保管をした給付資金 三 第十九条の二十第三項の規定による保管をした給付資金について同条第四項及び第十九条の二十一第二項の規定により支給すべき特定被害回復給付金の全てを支給した場合において、給付資金をなお保管しているとき 当該給付資金 3 都道府県は、前二項の規定により当該都道府県の一般会計の歳入に繰り入れられた金銭の額に相当する金額を、犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第六十一号)第二条第三項に規定する犯罪被害者等のための施策を行うために必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。 (公安委員会に対する審査の申立て) 第十九条の二十五 次の各号に掲げる裁定、決定その他の行為(以下この項及び次条において「裁定等」という。)に不服がある者は、それぞれ当該各号に定める日から起算して三十日以内に、当該裁定等をした公安委員会に対し、審査の申立てをすることができる。 一 準用支給法第十条又は第十一条の規定による裁定 裁定書の謄本の送達があつた日の翌日 二 第十九条の十七第一項の決定 当該決定の公告があつた日の翌日 三 前二号に掲げるもののほか、この節の規定に基づく手続に係る公安委員会の行為で	国家公安委員会規則で定めるもの 国家公安委員会規則で定める日 2 前項の規定にかかわらず、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であつても、審査の申立てをすることができる。 第十九条の二十六 この節又はこの節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定により公安委員会に対して裁定等についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、当該公安委員会の不作為(この節又はこの節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定による申請に対して何らの裁定等をもしないことをいう。以下この条において同じ。)がある場合には、当該公安委員会に対し、当該不作為についての審査の申立てをすることができる。 (犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律の準用) 第十九条の二十七 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条の三から第四十一条まで、第四十二条第一項(第四号及び第六号を除く。)及び第二項、第四十二条の二(第三号を除く。)並びに第四十三条から第四十七条までの規定は、前二条の規定による公安委員会に対する審査の申立てについて準用する。この場合において、これらの規定(同法第四十四条を除く。)(中「法務省令」とあるのは、「国家公安委員会規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
---	---	---	---

第四十条の三第二項	第四十条第一項各号		犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯罪収益移転防止法」という。)第十九条の二十五第一項各号
	処分等に		裁定等(同項に規定する裁定等という。以下同じ。)に
第四十条の三第二項第一号及び第三項第一号、第四十二条第一項第三号、第五号及び第七号並びに第二項、第四十二条の二第一号及び第四号、第四十五条、第四十六条並びに第四十七条第一項及び第三項	処分等		裁定等
	前条		犯罪収益移転防止法第十九条の二十六
第四十一条及び第四十七条第五項	第四十条第一項第三号		犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項第一号
	第四十条第一項の		犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項の
第四十二条第一項第一号	第四十条第一項		犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項
	第四十条第一項各号		犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項各号
第四十二条第一項第五号	この法律又はこの法律		犯罪収益移転防止法第四章の二第二節又は同節の規定
	、第六号又は		又は
第四十二条第二項			

第四十二条の二、第四十五条及び第四十七条第二項	第四十条の二		行為を変更すべきことを命じ、若しくはこれ
	第四十二条の二第一号		犯罪収益移転防止法第十九条の二十六
第四十二条の二第四号	審査の申立てに係る不作為が検察庁の長によるものである場合において、その		不作為(犯罪収益移転防止法第四章の二第二節又は同節の規定に基づく国家公安委員会規則の規定による申請に対して何らの裁定等をもしないことをいう。第四号において同じ。)
	審査の		犯罪収益移転防止法第十九条の十六において準用する第十二条の十六
第四十三条	第十二条の		犯罪収益移転防止法第十九条の十六において準用する第十二条の十六
	第四十二条第一項各号及び前条各号		第四十二条第一項各号(第四号及び第六号を除く。)
第四十四条	第十二条中「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、同条第二項		犯罪収益移転防止法第十九条の十六において準用する第十二条第二項
	第三十八条第一項から第五項まで		第三十八条
	(被害回復給付金		(特定被害回復給付金
	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条第一項に		犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項に
	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十条第一項第一号に掲げる処分又は同項第二号		犯罪収益移転防止法第十九条の二十五第一項第二号

法務省令で定めるところにより、当該処分又は決定が取り消され、又は変更された	警察庁長官に対し、当該決定が取り消され、又は変更された旨を公告することを求めなければならない。この場合において、警察庁長官は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その
第四十七条第一項及び第五項	第四十二条第一項各号（第四号及び第六号を除く。）
第四十七条第一項及び第二項	検察官が所属する検察庁
第四十七条第二項	第四十二条の二各号（第三号を除く。）
第四十七条第三項	第十二条第二項
第四十七条第五項	国
第三節 雑則	都道府県公安委員会
（適用除外）	都道府県
第十九条の二十八 第十九条の二各号に掲げる特定事業者が行う犯罪利用防止措置用口座等に係る取引については、第四条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項、第七条第一項並びに第八条第一項の規定は、適用しない。	い。第十九条の二の規定による求めに応じて開設され、又は設定された犯罪利用防止措置用口座等に係る犯罪利用防止措置用通帳等を、同条各号に掲げる特定事業者であつて当該開設又は設定を行ったものが警察官に交付し、又は提供する行為については、第二十六条第二項、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定は、適用しない。
2 警察官が口座等犯罪利用防止措置又はその準備のために行う行為については、第二十六条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第二項、第二十九條第一項及び第二項並びに第三十二條第二項前段の規定は、適用しない。	4 犯罪利用防止措置用口座等については、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第二章から第四章までの規定は、適用しない。
（国家公安委員会規則への委任）	第十九条の二十九 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するため必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
第二十二條第四項及び第九項中「都道府県公安委員会」を「公安委員会」に改める。	第二十四条中「（昭和二十二年法律第六十七号）を削る。
第二十六條第一項中「特定事業者（第二條第二項第一号から第十五号まで及び第三十七号に掲げる特定事業者に限る。第三十二條第四項第一号において」を削り、「とを」との「を」に改め、「別表第二條第二項第一号から第三十八号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号イにおいて同じ。」を削る。	第二十七條第一項中「第二條第二項第三十号の二に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二條第四項第一号ロにおいて」を削り、「とを」との「を」に改め、「（高額の電子移動可能型前払式支払手段発行者が顧客に資金決済に関する法律第三条第八項に規定する高額の電子移動可能型前払式支払手段を利用させることを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号ロにおいて同じ。」を削る。
第二十八條第一項中「第二條第二項第三十一号に掲げる特定事業者（以下この項及び第三十二條第四項第一号において」を削り、「とを」との「を」に改める。	第二十九條第一項中「特定事業者（第二條第二項第三十一号の二に掲げる特定事業者並びに資金決済に関する法律第六十二條の八第二項の規定により同法第二條第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる第二條第二項第一号から第十五号まで、第二十五号及び第三十一号に掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二條第四項第一号ハにおいて」を削り、「（同法第二條第十項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号ハにおいて同じ。」を削る。
第三十條第一項中「特定事業者（第二條第二項第三十一号の三から第三十一号の五までに掲げる特定事業者に限る。以下この項及び第三十二條第四項第一号ニにおいて」を削り、「とを」との「を」に改め、「（銀行法第二條第十七項各号、信用金庫法第八十五條の三第二項各号又は協同組合による金融事業に関する法律第六條の四の三第二項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び第三十二條第四項第一号ニにおいて同じ。」を削る。	第三十一條第一項中「資金決済に関する法律第二條第十五項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項及び次条第四項第一号ホにおいて同じ。」を削る。
第三十二條第四項第一号中「次のイからホまでに掲げる特定事業者との間における当該イからホまでに定める契約に係る役務及び」及び「又は資金移動業者」を削り、「（いう）を含む」に改め、同号イからホまでを削る。	第三十六條中「前條第一号」を「前條第一項第一号」に改め、同條を第三十七條とする。

第三十五条第三号中「前条」を「第三十四条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条の九第二項の規定による求めに対し、虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対して虚偽の答弁をしたとき。

二 準用支給法第九条第一項又は第二項に規定する申請書又は資料に虚偽の記載をして提出したとき。

三 準用支給法第十七条第一項の届出書に虚偽の記載をして提出したとき。

四 第十九条の十八の規定により報告又は文書の提出を命ぜられて、虚偽の報告をし、又は虚偽の記載をした文書を提出したとき

(特定被害回復給付金申請者又は準用支給法第十七条第一項の規定により届出をした者が違反した場合に限る。)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(特定複合観光施設区域整備法の一部改正)

第三条 特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第一号へ及び第二号イ(6)、第六十条第二項第一号ロ及び第二号ロ、第九十四条第二号ハ、第一百六条第二項第二号並びに第一百四十五条第二項第一号ハ及び第二号イ(2)中「第三十一条」を「第三十五条」に改める。

第四条 特定複合観光施設区域整備法の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第一号へ中「第三十五条」を「第三十六条第一項」に改め、同項第二号イ(6)中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。

第六十条第二項第一号ロ中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改め、同項第二号ロ中「第三十五条」を「第三

十六条第一項」に改める。

第九十四条第二号ハ及び第一百六条第二項第二号中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。

第一百四十五条第二項第一号ハ中「第三十五条」を「第三十六条第一項」に改め、同項第二号イ(2)中「第三十五条まで」を「第三十四条まで若しくは第三十六条第一項」に改める。

理 由

最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ、預貯金口座等を利用した財産の移転等を人に有償で依頼する行為等に対する罰則の創設、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための警察官による預貯金口座等を用いた措置に関する規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ、預貯金口座等を利用した財産の移転等を人に有償で依頼する行為等に対する罰則の創設、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための警察官による預貯金口座等を用いた措置に関する規定の整備等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則を引き上げること。

2 通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、自己又は第三者が管理し、又は管理しようとする財産を移転することを目的として、人に、有償で預貯金契約等に係る役務を利用して財産を移転するように依頼する行為等に対する罰則を設けること。

3 警察官は、預貯金取扱事業者等に対し、名義人の表示等について特別の措置を講じた預貯金口座等である犯罪利用防止措置用口座等の開設等を求めることができることとする。

4 警察官は、預貯金通帳等の不正譲渡等をするよう勧誘等を行う者に対し、犯罪利用防止措置用口座等の通帳等を譲り渡すことその他の預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための犯罪利用防止措置用口座等又はその通帳等を用いた措置を講ずることができることとする。

5 警察本部長は、犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転等があった場合は、当該財産を保管し、当該財産の移転を行った者に対し当該財産を返還することとする。

6 都道府県公安委員会は、犯罪利用防止措置用口座等に移転された財産であつてその返還を受ける権利が消滅したものを原資として、犯罪利用防止措置用口座等への財産の移転元となった預貯金口座等に財産を移転した詐欺等の被害者に対し、特定被害回復給付金を支給することとする。

7 移転される場合における通知義務等の対象となる電子決済手段に、無記名受益権に係るものを除く受益証券発行信託によらない特定信託受益権を追加すること。

8 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、1及び2については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ、預貯金口座等を利用した財産の移転等を人に有償で依頼する行為等に対する罰則の創設、預貯金口座等が犯罪に利用されることを防止するための警察官による預貯金口座等を用いた措置に関する規定の整備等の措置を講ずる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和八年五月二十九日

内閣委員長 山下 貴司
衆議院議長 森 英介殿

〔別紙〕

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 預貯金や暗号資産の口座等を不正に利用した金融犯罪への対策が急務であることから、犯罪

の防止や捜査、被害者の救済を可能とするため、金融機関や暗号資産交換業者を始めとした特定事業者との連携を強化し、口座等の不正利用に係る情報の共有に一層努めるとともに、必要な場合には監督指針の見直し等を検討すること。

二 預貯金通帳の不正な譲渡等や「送金バイト」を始めとしたいわゆる「闇バイト」に係る行為が違法であることを、関係省庁間で緊密に連携して、特に若年層への教育も含め、国民に効果的かつ十分に周知すること。

三 「送金バイト」について新たに創設された罰則規定の適用に当たっては、正当な社会経済活動や商取引等で行われる送金代行行為を抑制することがないよう、許容される事例を可能な限り明示すること。

四 いわゆる「架空名義口座」を利用した新たな措置を実施するに当たっては、従事する警察官の安全を確保するとともに、必要な実施要領を整備することにより組織的な対応を担保し、恣意的な運用にならないようにすること。また、同措置に協力する金融機関等の業務への負担に十分配慮すること。

五 「架空名義口座」に移転された財産の返還が適切に行われるよう、同口座へ財産を移転した者に関する調査を適切に実施した上で行うこと。

また、特定被害回復給付金の支給については、給付金が本法に規定する対象被害者に適切に支給されるよう、支給に係る明確な情報を提供した上で実施すること。

六 金融犯罪や匿名・流動型犯罪グループによる犯罪について、技術の進展等による犯罪手口の

巧妙化によつて対処が困難な事案の発生が見込まれることから、更なる犯罪防止手法に関し法制度面も含めた検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

産業技術力強化法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和八年三月十三日

内閣総理大臣 高市 早苗

産業技術力強化法の一部を改正する法律
産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第十四条)

第二章 産業技術力の強化を支援するための措置

第一節 通則(第十五条―第十九条)

第二節 重点産業技術に関する措置(第二十条―第三十二条)

第三章 雑則(第三十三条―第三十五条)

附則

第一章 総則

第一条中「大学」の下に「大学共同利用機関」を加える。

第二条第三項中「及び地方独立行政法人」を「地方独立行政法人」に、「つであつて」を「第二十一条第二項第三号において同じ。」及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人

であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)であつて」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この法律において「大学共同利用機関」とは、国立大学法人法(平成十五年法律第百二十三号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。

第三条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「大学」の下に「大学共同利用機関」を加え、同条第二項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第十七条を第十九条とし、第十六条の二を第十八条とし、第十四条から第十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第十三条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 産業技術力の強化を支援するための措置

第一節 通則

第十二条中「並びに大学」を「大学並びに大学共同利用機関」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「大学」の下に「大学共同利用機関」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。

第八条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条の見出し中「大学」の下に「及び大学共同利用機関」を加え、同条第一項中「大学」の下に「及び大学共同利用機関」を加え、「かんがみ」を「鑑

み」に改め、同条第二項中「大学」の下に「及び大学共同利用機関」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条を第七条とし、第五条の二を第六条とする。

本則に次の一節及び一章を加える。

第二節 重点産業技術に関する措置

(重点産業技術の指定)

第二十条 産業技術について、当該産業技術に関する研究及び開発の成果が多様な事業活動において利用される見込み並びに当該産業技術の革新性を勘案し、我が国の産業技術力の強化のため当該産業技術に関する研究及び開発を重点的に推進することが必要と認められるときは、政令で、当該産業技術を重点産業技術として指定するものとする。

(指針)

第二十一条 主務大臣は、重点産業技術に関する研究及び開発の推進に関する指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 重点産業技術に関する研究及び開発の意義及び基本的な方向に関する事項

二 重点産業技術に関する研究及び開発に関して重点産業技術ごとに定める次に掲げる事項

イ 研究及び開発の目標に関する事項

ロ 研究及び開発の内容及び実施体制に関する事項(次号に掲げるものを除く。)

ハ 研究及び開発に当たって配慮すべき事項

ニ 研究及び開発の推進のための方策に関する事項

三 産業技術研究法人(地方独立行政法人であ

るものを除く。)、大学又は大学共同利用機関(以下「研究開発機関」という。)が事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発(大学又は大学共同利用機関にあっては、研究に限る。以下同じ。)を行うために確保する人材、設備その他の体制に関する事項

四 その他重点産業技術に関する研究及び開発に関する重要事項

3 主務大臣は、技術の進歩その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(重点研究開発計画の認定)

第二十二条 重点産業技術に関する研究及び開発を行うおととする事業者は、単独で又は他の事業者若しくは研究開発機関(大学又は大学共同利用機関にあっては、これらの設置者。次条第一項及び第二十六条において同じ。)と共同して、その実施しようとする重点産業技術に関する研究及び開発に関する計画(以下「重点研究開発計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 重点研究開発計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 研究及び開発を実施しようとする重点産業技術

二 当該研究及び開発の目標

三 当該研究及び開発の内容及び実施時期

四 当該研究及び開発の実施体制

五 当該研究及び開発を行うために必要な資金の額及びその調達方法

六 前各号に掲げるもののほか、当該研究及び開発に關し必要な事項

3 重点研究開発計画には、前項各号に掲げる事項のほか、重点産業技術に関する研究及び開発の実施に当たつての補助金等交付財産の活用(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号。以下この項及び第二十六条において「補助金等適正化法」という。))第二十二條に規定する財産を当該財産に充てられた補助金等(補助金等適正化法第二条第一項に規定する補助金等をいう。))の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下この項及び第二十六条において同じ。))に関する事項(当該補助金等交付財産の活用をする者を含む。)を記載することができる。

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る重点研究開発計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 当該重点研究開発計画の内容及指針に照らし適切なものであること。

二 当該重点研究開発計画に係る重点産業技術に関する研究及び開発が円滑かつ確実に実施され、一定の有用な成果が得られると見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、当該認定の申請に係る事業者の事業を所管する大臣に協議しなければならない。

6 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る重点研究開発計画に第三項に規定する事項が記載されている場合において、当該認定をするときは、あらかじめ、当該事項に係る関係行政機関の長に協議し、その同意を得なければならない。

7 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る重点研究開発計画の概要を公表するものとする。

(重点研究開発計画の変更等)

第二十三条 前条第一項の認定を受けた事業者又は研究開発機関(以下「認定事業者等」という。))は、当該認定に係る重点研究開発計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る重点研究開発計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定重点研究開発計画」という。))に従つて重点産業技術に関する研究及び開発が行われていないと認めるとき、又は認定事業者等が第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、当該認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定重点研究開発計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつた

と認めるときは、認定事業者等に対して、当該認定重点研究開発計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。 5 前条第四項から第七項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務) 第二十四条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、認定事業者等の依頼に応じて、認定重点研究開発計画に従って行われる研究及び開発に関し必要な助言を行うことができる。 (国立研究開発法人科学技術振興機構による情報提供) 第二十五条 国立研究開発法人科学技術振興機構は、認定事業者等の依頼に応じて、認定重点研究開発計画に従って行われる研究及び開発に必要な情報の提供を行うよう努めなければならない。 (財産の処分の制限に係る承認の手続の特例) 第二十六条 事業者又は研究開発機関が、第二十二条第三項に規定する事項が記載されている重点研究開発計画について、同条第一項の認定又は第二十三条第一項の規定による変更の認定を受けたときは、当該認定又は当該変更の認定の日において、当該重点研究開発計画に記載された補助金等交付財産の活用をする者に対する補助金等適正化法第二十二条に規定する各省各庁の長の承認があつたものとみなす。	(課税の特例) 第二十七条 第二十二条第一項の認定を受けた事業者が認定重点研究開発計画に従って実施した研究及び開発(その成果について特に早期の企業化が期待されるものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務省令で定めるところにより主務大臣の確認を受けたものに限る。)に係る試験研究費の額については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 2 主務大臣は、前項の基準を定め、又は変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。 (新技術等実証に係る意見聴取) 第二十八条 第二十二条第一項の認定を受けた事業者が、その認定重点研究開発計画に係る重点産業技術について産業競争力強化法平成二十五年法律第九十八号(第二条第三項第一号に規定する新技術等)としてその実用化に関する同項に規定する新技術等実証を実施する場合であつて、当該認定をした主務大臣が同法第六条第四項、第八条の二第四項又は第八条の四第三項に規定する主務大臣でないときにおけるこれらの規定の適用については、同法第六条第四項中「の意見」とあるのは「及び当該求めに係る新技術等である重点産業技術(産業技術力強化法平成十二年法律第四十四号)第二十条の規定による指定を受けた産業技術をいう。第八条の二第四項及び第八条の四第三項において同じ。」について同法第二十二条第一項の認定をした同項の主務大臣の意見」と、同法第八条の二第四項中	「の意見」とあるのは「及び当該申請に係る新技術等である重点産業技術について産業技術力強化法第二十二条第一項の認定をした同項の主務大臣の意見」と、同法第八条の四第三項中「の意見」とあるのは「及び当該認定新技術等実証計画に係る新技術等である重点産業技術について産業技術力強化法第二十二条第一項の認定をした同項の主務大臣の意見」とする。 (重点産業技術共同研究開発機関の認定) 第二十九条 研究開発機関(大学又は大学共同利用機関にあつては、これらの設置者)は、申請により、研究開発機関が事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための人材、設備その他の体制を確保していること的主務大臣の認定を受けることができる。 2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、主務大臣に提出しなければならない。 一 認定を受けようとする研究開発機関の名称及び所在地(大学又は大学共同利用機関にあつては、これらの設置者の名称及び主たる事務所の所在地を含む。) 二 その申請に係る重点産業技術 三 事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための体制に関する次に掲げる事項 イ 当該研究及び開発に従事する研究者及び技術者、当該研究及び開発に関して知り得た情報の管理責任者その他の当該研究及び開発を行うために必要な人材に関する事項 ロ 当該研究及び開発を行うための設備等	(施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二項に規定するプログラムをいう。)に関する事項 ハ その他主務省令で定める事項 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る研究開発機関が事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うため指針に照らし適切な体制を確保していると認めるときは、当該認定をするものとする。 4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定を受けた研究開発機関(以下「重点産業技術共同研究開発機関」という。)の名称その他主務省令で定める事項を公表しなければならない。 5 重点産業技術共同研究開発機関(大学又は大学共同利用機関にあつては、これらの設置者)は、第一項の認定に係る事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための人材、設備その他の体制に関する基本的な情報として主務省令で定める事項を、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 6 主務大臣は、重点産業技術共同研究開発機関について、事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための体制が適切に確保されていないと認めるとき、又は重点産業技術共同研究開発機関(大学又は大学共同利用機関にあつては、これらの設置者)が第三十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、第一項の認定を取り消すことができる。
--	--	---	--

7 第四項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の行う助言業務)

第三十条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、重点産業技術共同研究開発機関(大学又は大学共同利用機関にあつては、これらの設置者)の依頼に応じて、重点産業技術共同研究開発機関の前条第一項の認定に係る人材、設備その他の体制の強化並びに重点産業技術共同研究開発機関が当該体制を活用して事業者と共同して行う重点産業技術に関する研究及び開発に関し必要な助言を行うことができる。

(国立研究開発法人科学技術振興機構による情報提供)

第三十一条 国立研究開発法人科学技術振興機構は、重点産業技術共同研究開発機関(大学又は大学共同利用機関にあつては、これらの設置者の依頼に応じて、重点産業技術共同研究開発機関の第二十九条第一項の認定に係る人材、設備その他の体制の強化並びに重点産業技術共同研究開発機関が当該体制を活用して事業者と共同して行う重点産業技術に関する研究及び開発に必要な情報の提供を行うよう努めなければならない。

(国が委託した研究及び開発の成果に係る特許権等の取扱いの特例)

第三十二条 国が委託した重点産業技術に関する研究及び開発の成果についての第十九条の規定の適用については、同条第一項第三号(同条第

二項において準用する場合を含む。)中「当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして」とあるのは、「当該特許権等が重点産業技術に関するものであることからその活用を促進するために特に必要がある旨を示して」とする。

第三章 雑則

(報告の徴収)

第三十三条 主務大臣は、認定事業者等に対し、認定重点研究開発計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 主務大臣は、重点産業技術共同研究開発機関(大学又は大学共同利用機関にあつては、これらの設置者)に対し、その認定に係る人材、設備その他の体制について報告を求めることができる。

(主務大臣等)

第三十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 指針(第二十一条第二項第三号に掲げる事項に係る部分を除く)、重点研究開発計画並びに第二十七条第一項の基準及び確認に関する事項 経済産業大臣

二 指針(産業技術研究法人に係る第二十一条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)及び重点産業技術共同研究開発機関(産業技術研究法人であるものに限る。)に関する事項 経済産業大臣及び当該産業技術研究法人に係る政令で定める大臣

三 指針(大学又は大学共同利用機関に係る第二十一条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)及び重点産業技術共同研究開発機

関(大学又は大学共同利用機関であるものに限る。)に関する事項 経済産業大臣及び文部科学大臣

(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正)

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(経過措置)

第三十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則 附則第二條第一項中「平成十五年法律第百十二号」を削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目標として、技術の進歩及び経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

第三條 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第八号中「助言」の下に「並びに同法第二十四条及び第三十条の規定による助言」を加える。

理由 産業技術に関する研究及び開発を推進するため、産業技術研究法人の対象の拡大等を行うとともに、重点的に研究及び開発を推進することが必要な産業技術を重点産業技術として指定し、事業者によるその研究及び開発に関する計画の認定並びに事業者と共同してその研究及び開発を行うための体制が確保されている大学等の認定に係る手続、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によるこれらの認定を受けた者に対する助言、補助金等交付財産の転用に係る承認手続の特例等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

産業技術力強化法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨 本案は、産業技術に関する研究及び開発を推進するため、産業技術研究法人の対象の拡大等を行うとともに、重点的に研究及び開発を推進することが必要な産業技術を重点産業技術として指定し、事業者によるその研究及び開発に関する計画の認定並びに事業者と共同してその研

究及び開発を行うための体制が確保されている
大学等の認定に係る手続、国立研究開発法人新
エネルギー・産業技術総合開発機構によるこれ
らの認定を受けた者に対する助言、補助金等交
付財産の転用に係る承認手続の特例等の措置を
講ずるものであり、その主な内容は次のとおり
である。

1 定義規定の改正

産業技術研究法人の定義に、特殊法人で
あつて、産業活動において利用される技術に
関する研究及び開発並びにその成果の移転に
関する業務を行うものを加える等この法律に
おいて用いられる用語の定義を改正するこ
と。

2 重点産業技術の指定

我が国の産業技術力の強化のため産業技術
に関する研究及び開発を重点的に推進するこ
とが必要と認められるときは、政令で、当該
産業技術を重点産業技術として指定するもの
とすること。

3 重点研究開発計画の認定等

(一) 重点研究開発計画の認定等に関する規定
を整備すること。

(二) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技
術総合開発機構は認定事業者等の依頼に応
じて研究及び開発に関し必要な助言を行う
ことができることとする等、重点研究開発
計画に関する規定を整備すること。

4 重点産業技術共同研究開発機関の認定等

(一) 重点産業技術共同研究開発機関の認定等
に関する規定を整備すること。
(二) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技
術総合開発機構は重点産業技術共同研究開

発機関の依頼に応じて研究及び開発に関し
必要な助言を行うことができることとする
等、重点産業技術共同研究開発機関に関す
る規定を整備すること。

5 国が委託した研究及び開発の成果に係る特
許権等の取扱いの特例

国が委託した重点産業技術に関する研究及
び開発の成果に係る特許権等を受託者に帰属
させた場合、国が受託者に第三者への実施許
諾を求めるときは、当該特許権等が重点産業
技術に関するものであることからその活用を
促進するために特に必要がある旨を示して求
めることとする。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を
超えない範囲内において政令で定める日から
施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、産業技術に関する研究及び開発を推
進するための措置として妥当なものと認め、こ
れを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。
右報告する。

令和八年五月二十九日

経済産業委員長 工藤 彰三
衆議院議長 森 英介殿

〔別紙〕

産業技術力強化法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について
十分配慮すべきである。

一 研究開発税制の戦略技術領域型の適用に係る
手続については、事業者の円滑な活用や予見可
能性の向上を図る観点から、過度に資料の提出
等を求めることのないよう配慮するとともに、
迅速かつ簡素なものとする。あわせて、対
象となる試験研究費の範囲や区分については研
究及び開発の実態を踏まえて運用し、事業者に
過度な負担とならないよう留意すること。その
上で、本税制がこれまでに類のない高い控除率
を措置するものであることを踏まえ、研究及び
開発の進捗状況を適時適切に把握し、事業者が
本税制の制度の趣旨に反して利益を得ることが
ないよう万全を期すとともに、事業者が過度の
負担のない形でその適用状況及び成果を継続的
に検証し、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に
応じ見直しを行うこと。

二 重点産業技術については、将来にわたつて我
が国の産業競争力や経済安全保障の強化が図ら
れるよう、国際的なイノベーションの動向や経
済社会情勢の変化を適切に分析し、必要に応
じ、機動的かつ柔軟に見直すこと。

三 重点研究開発計画の認定制度については、我
が国において重点的に推進すべき研究及び開発
が的確に進められるよう、その推進に関する指
針を可能な限り早期に策定し周知すること。ま
た、中小企業による制度の活用が十分に図られ
るよう円滑な運用に努めること。特に先端的な
技術領域において重要な役割を担いながら黒字
化に至っていないスタートアップ等、税額控除
の恩恵が届きにくい事業者についても重点産業
技術の研究及び開発が促進されるよう、補助
金・融資等の直接支援との組合せを含め、必要

な措置を検討すること。

四 重点産業技術共同研究開発機関の認定につい
ては、教育・研究等の質において一定の水準を
超えることを前提に、認定機関数の上限を定め
ず、幅広い機関を対象とし、大学等と、共同し
て研究及び開発を行う事業者の双方に対し、過
度な負担とならない制度設計にするとともに、
重点産業技術共同研究開発機関の教育・研究等
の業務の円滑な実施に支障が生じることのない
よう万全を期すこと。同時に、同機関について
は、今後の措置に加えて、その特性に応じた高
度な経営を可能とすべく、制度環境の整備や
支援措置の一層の充実を図ること。また、重点
産業技術に関連する技術情報については、同機
関が認定事業者と共同して又は委託を受けて行
う研究及び開発において、適切に管理されるよ
う万全を期すこと。

五 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総
合開発機構及び国立研究開発法人科学技術振興
機構が認定事業者等の依頼に応じて認定重点研
究開発計画に従つて行われる研究及び開発に必
要な助言又は情報提供を行う際には、認定事業
者等の株式取得等を通じてリスクの高い外国投
資家に技術情報が流出することがないよう、認
定事業者等の資本関係等について留意し、適切
に行うこと。

六 日本版バイ・ドール制度の運用に当たつて
は、国際的な研究開発競争が激化していること
を踏まえ、国内での活用状況を適切に把握する
とともに、委託研究開発の成果として得られた
特許権等について、受託者等による活用が最大
限促進されるよう必要な取組を進めること。

七 本法に基づく各種措置の実施に当たっては、その成果が実証、事業化を経て社会実装へと円滑につながるよう、実証の段階における関係者の意見にも留意すること。あわせて、国際標準化の推進や知財戦略など、関係する施策を一体的に講ずること。その際、産学連携の促進に伴い共同研究成果の共有特許に係る第三者へのライセンスに共有者全員の同意を要する制約が社会実装を阻害する要因となつていることを踏まえ、共有特許の取扱いに関する指針の整備の検討を関係省庁と連携して進めること。また、知的財産のライセンスや標準化を担う専門的な人材の育成・確保に向けた取組を強化すること。

八 先端的な重要技術を巡っては、各国政府により企業の研究開発投資を呼び込む環境整備が進められるなど国際的な政策競争が激化していることに鑑み、我が国においても、研究開発投資環境について国際的なレベルプレイングフィールドを確保すること。とりわけ、研究開発税制については、諸外国における控除上限の柔軟化や繰越制度の長期化等の動向も踏まえ、我が国におけるこれらの在り方について不断の見直しを行うこと。

九 産業技術力の強化に当たっては、中長期的視点で我が国の科学技術力を向上させることが不可欠であるとの認識の下、事業者への税制優遇のみならず、短期的な産業分野への応用を前提としない基礎研究を含め、国の科学技術関係予算を抜本的に拡充する等の施策も一体的に推進すること。

十 重点産業技術のみならず、我が国が抱える社

会課題、産業課題の解決を図ることにつながる分野に関し、国内の大学等の研究開発機関と事業者との共同研究が一層促進されるよう、総合的な施策を検討すること。同時に、各省連携の下、研究開発機関における高度人材の育成及び確保に向けた施策を強化すること。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けることにより、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間の緊密な協力を促進し、

国際の平和及び安全に積極的に寄与するため、令和八年一月十五日にマニラで、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定に署名した。よつて、この協定を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定

日本国政府及びフィリピン共和国政府（以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する。）は、

二 国間の防衛協力を強化することに寄与する、二千十五年一月二十九日に東京で署名された日本国防衛省とフィリピン共和国国防省との間の防衛協力及び交流に関する覚書及び二千二十四年七月八日にマニラで署名された日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定を想起し、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における枠組みを設けることにより、防衛協力及び交流を促進し、及び強化することで、二国間関係の一層の発展及び強化を図ることを希望し、
このような枠組みを設けることが、日本国の自

衛隊及びフィリピンの軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、
次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a 日本国の自衛隊及びフィリピンの軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

b 国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c 外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送

d 連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む）。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びフィリピンの軍隊が実施する。

第二条

1 いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はフィリピンの軍隊により実施される前条1 aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2 この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、この協定の不可分の一部を成す付表において定める。

3 2の規定については、日本国の自衛隊又はフィリピンの軍隊による武器の提供を含むものと解してはならない。

4 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における前条1 aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならぬ。

2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した締約国政府（以下「受領締約国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した締約国政府

（以下「提供締約国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品又は役務を移転してはならない。

第四条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a 物品の提供については、

i 受領締約国政府は、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領締約国政府が提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還することができない場合には、受領締約国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii 受領締約国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領締約国政府は、提供締約国政府に対して提供締約国政府の指定する通貨により償還する。

b 役務の提供については、提供された役務を、提供締約国政府の指定する通貨により償還し、又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、役務の提供の前

に両締約国政府の間で合意する。

2 いずれの締約国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内で、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。

第五条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従って実施する。手続取決めは、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される。

2 前条1 a iii及びbの規定に従って償還される物品又は役務の価格については、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定する。

第六条

1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するフィリピンの軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。

2 両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3 この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、

十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じてこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2 1の規定にかかわらず、各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。改正は、それぞれの国によりその国内手続に従って承認されるものとし、両締約国政府が合意する日に効力を生ずる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十六年一月十五日にマニラで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

茂木敏充

フィリピン共和国政府のために

マリア・テレサ・P・ラザロ

付表

区 分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む)	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務(校正業務を含む)	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

一
日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書
本件は、防衛当局間を含む日比間の安全保障

面での協力が拡大してきている現状を踏まえ、本協定の締結に向けた交渉をフィリピン共和国政府との間で行ってきた。その結果、令和八年一月十五日にマニラにおいて、本協定の署名が行われた。
本協定は、後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品・役務」という。)の相互の提供

に関する自衛隊とフィリピンの軍隊との間における枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本協定は、自衛隊とフィリピンの軍隊の双方が参加する訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること。

2 いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府に対し、1に掲げる活動のために必要な物品・役務の提供を要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品・役務を提供することができること。

3 本協定に基づいて提供される物品・役務は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む)、空港・港湾業務及び弾薬の区分に係るものとし、その詳細は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器の提供を含むものと解してはならないこと。

4 本協定に基づいて提供される物品・役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでない

ればならず、受領締約国政府は、提供締約国政府の書面による事前の同意を得ないで受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品・役務を移転してはならないこと。

5 本協定に基づいて行われる物品・役務の提供に係る決済の手続は、物品の提供については、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法での当該物品の返還等により、役務の提供については、提供締約国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によること。

6 本協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施すること。

7 本協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するフィリピンの軍隊が実施するいかなる活動にも適用されないこと。

なお、本協定は、両締約国政府が本協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、自衛隊及びフィリピンの軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並び

令和八年六月二日 衆議院會議録第二十一号

に国際の平和及び安全に積極的に寄与すること
が期待されるところの見地から有意義であると認
め、本件は承認すべきものと議決した次第であ
る。

右報告する。

令和八年五月二十九日

外務委員長 國場幸之助
衆議院議長 森 英介殿

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間
における物品又は役務の相互の提供に関する
日本国政府とオランダ王国政府との間の協定
の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との
間における物品又は役務の相互の提供に関
する日本国政府とオランダ王国政府との間
の協定の締結について承認を求めるの件
日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間
における物品又は役務の相互の提供に関する日本
政府とオランダ王国政府との間の協定の締結につ
いて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規
定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊
との間における物品又は役務の相互の提供に関す
る枠組みを設けることにより、日本国の自衛隊と

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

三二

オランダ王国の軍隊との間の緊密な協力を促進
し、国際の平和及び安全に積極的に寄与するた
め、令和七年十二月十八日にハーグで、日本国の
自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品
又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオラ
ンダ王国政府との間の協定に署名した。よって、
この協定を締結することとしたい。これが、
この案件を提出する理由である。

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との
間における物品又は役務の相互の提供に関
する日本国政府とオランダ王国政府との間
の協定

日本国政府及びオランダ王国政府（以下個別に
「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称す
る。）は、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物
品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本
国の自衛隊とオランダ王国の軍隊（以下「オランダ
軍隊」という。）との間における枠組みを設けるこ
とが、日本国の自衛隊とオランダ軍隊との間の緊
密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自
衛隊及びオランダ軍隊が実施する活動においてそ
れぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進
し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与す
ることを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、日本国の自衛隊とオランダ軍隊
との間における次に掲げる活動のために必要な

物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条
件を定めることを目的とする。

a 日本国の自衛隊及びオランダ軍隊の双方の
参加を得て行われる訓練

b 国際連合平和維持活動、国際連携平和安全
活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの
締約国政府の国若しくは第三国の領域におけ
る大規模災害への対処のための活動

c 外国での緊急事態における自国民又は適当
な場合には他の者の退去のための保護措置又
は輸送

d 連絡調整その他の日常的な活動（いずれか
一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機に
よる他方の締約国政府の国の領域内の施設へ
の訪問を含む）。ただし、いずれかの締約国
政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e それぞれの国の法令により物品又は役務の
提供が認められるその他の活動

2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又
は役務の提供のための枠組みについて定める。

3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の
要請、提供、受領及び決済については、日本国
の自衛隊及びオランダ軍隊が実施する。

第二条

1 いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊
又はオランダ軍隊により実施される前条1 a か
ら e までに掲げる活動のために必要な物品又は
役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協
定に基づいて要請する場合には、当該他方の締
約国政府は、その権限の範囲内で、要請された
物品又は役務を提供することができる。

2 この協定に基づいて提供される物品又は役務

は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃
料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業
務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建
設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業
務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務
を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務について
は、この協定の不可分の一部を成す付表におい
て定める。

3 2の規定については、日本国の自衛隊又はオ
ランダ軍隊による武器の提供を含むものと解し
てはならない。

4 日本国の自衛隊とオランダ軍隊との間におけ
る前条1 a から e までに掲げる活動のために必
要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法
令に従って行われる。

第三条

1 この協定に基づいて提供される物品又は役務
の使用は、国際連合憲章と両立するものでなけ
ればならない。

2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した
締約国政府（以下「受領締約国政府」という。）
は、当該物品又は役務を提供した締約国政府
（以下「提供締約国政府」という。）の書面による
事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続
的であれ、いかなる手段によっても、受領締約
国政府の部隊以外の者に対して当該物品又は役
務を移転してはならない。

第四条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の
提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。
a 物品の提供については、

i 受領締約国政府は、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領締約国政府が提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還することができない場合には、受領締約国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii 受領締約国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領締約国政府は、提供締約国政府に対して提供締約国政府の指定する通貨により償還する。

b 役務の提供については、提供された役務を、提供締約国政府の指定する通貨により償還し、又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、役務の提供の前に両締約国政府の間で合意する。

2 いずれの締約国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内で、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。

第五条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め

(その修正を含む。)に従つて実施する。手続取決めは、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される。

2 前条1 a iii及びbの規定に従つて償還される物品又は役務の価格については、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定する。

第六条

1 両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

2 この協定の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

第七条

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2 1の規定にかかわらず、各締約国政府は、他方の締約国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条2の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年十二月十八日にハーグで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

道井緑一郎

オランダ王国政府のために

ルーベン・ブレイケルマンス

付表

区 分

食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む。)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務(校正業務を含む。)	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

日本国の自衛隊とオランダ王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、防衛当局間を含む日蘭間の安全保障面での協力が拡大してきている現状を踏まえ、本協定の締結に向けた交渉をオランダ王国政府との間で行ってきた。その結果、令和七年十二月十八日にハーグにおいて、本協定の署名が行われた。

本協定は、後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品・役務」という。)の相互の提供に関する自衛隊とオランダ王国の軍隊(以下「オランダ軍隊」という。)との間における枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 本協定は、自衛隊とオランダ軍隊の双方が参加する訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 2 いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府に対し、1に掲げる活動のために必要な物品・役務の提供を要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品・役務を提供することが

できること。

- 3 本協定に基づいて提供される物品・役務は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む)、空港・港湾業務及び弾薬の区分に係るものとし、その詳細は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器の提供を含むものと解してはならないこと。
- 4 本協定に基づいて提供される物品・役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならず、受領締約国政府は、提供締約国政府の書面による事前の同意を得ないで受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品・役務を移転してはならないこと。
- 5 本協定に基づいて行われる物品・役務の提供に係る決済の手続は、物品の提供については、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法での当該物品の返還等により、役務の提供については、提供締約国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によること。
- 6 本協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施すること。

なお、本協定は、両締約国政府が本協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本

国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、自衛隊及びオランダ軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際的平和及び安全に積極的に関与することが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

令和八年五月二十九日

外務委員長 國場幸之助
衆議院議長 森 英介殿

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件

右国会に提出する。

令和八年三月二十四日

内閣総理大臣 高市 早苗

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるとの件

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとの件

理由

政府は、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けることにより、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間の緊密な協力を促進し、国際的平和及び安全に積極的に寄与するため、令和七年十二月十九日に東京で、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定

日本国政府及びニュージーランド政府(以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する。)は、

後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品又は役務」という。)の相互の提供に関する日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びニュージーランド国防軍が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際的平和及び安全に積極的に関与することを理解して、次のとおり協定した。

第一条

1 この協定は、日本国の自衛隊とニュージーラ

ンド国防軍との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。 a 日本国の自衛隊及びニュージーランド国防軍の双方の参加を得て行われる訓練 b 国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動 c 外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送 d 連絡調整その他の日常的な活動(いずれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む)。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。 e それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動 2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。 3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びニュージーランド国防軍が実施する。 2 第二条 1 いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はニュージーランド国防軍により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができ 2 この協定に基づいて提供される物品又は役務	は、次に掲げる区分に係るものとする。 食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む)、空港・港湾業務及び弾薬 それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。 2 2の規定については、日本国の自衛隊又はニュージーランド国防軍による武器の提供を含むものと解してはならない。 4 日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。 第三条 1 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならぬ。 2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した締約国政府(以下「受領締約国政府」という。)は、当該物品又は役務を提供した締約国政府(以下「提供締約国政府」という。)の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品又は役務を移転してはならない。 第四条 1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。 a 物品の提供については、 i 受領締約国政府は、提供締約国政府に とって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を	妨げるものではない。 ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領締約国政府が提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還することができない場合には、受領締約国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。 iii 受領締約国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとり満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領締約国政府は、提供締約国政府に対して提供締約国政府の指定する通貨により償還する。 b 役務の提供については、提供された役務を、提供締約国政府の指定する通貨により償還し、又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、役務の提供の前に両締約国政府の間で合意する。 2 いずれの締約国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内で、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。 第五条 1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に付属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め(その修正を含む。)に従って実施する。手続取決めは、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される。 2 前条1a iii及びbの規定に従って償還される物品又は役務の価格については、手続取決めに	定める関連規定に基づいて決定する。 第六条 1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するニュージーランド国防軍が実施するいかなる活動にも適用されない。 2 両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。 3 この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。 第七条 1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。 2 1の規定にかかわらず、各締約国政府は、他方の締約国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。 3 この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。 4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3の規定は、引き続き効力を有する。
---	---	---	--

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。
二千二十五年十二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
茂木敏充

ニュージーランド政府のために
ジュディス・コリンズ

付表	
区 分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む。)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務(校正業務を含む。)	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、防衛当局間を含む日ニュージーランド間の安全保障面での協力が拡大してきている現状を踏まえ、本協定の締結に向けた交渉をニュージーランド政府との間で行ってきた。その結果、令和七年十二月十九日に東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品・役務」という。)(の相互の提供に関する自衛隊とニュージーランド国防軍との間における枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本協定は、自衛隊とニュージーランド国防軍の双方が参加する訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和及安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

2 いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府に対し、1に掲げる活動のために必要な物品・役務の提供を要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品・役務を提供することが

3 本協定に基づいて提供される物品・役務は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む。)、空港・港湾業務及び弾薬の区分に係るものとし、その詳細は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器の提供を含むものと解してはならないこと。

4 本協定に基づいて提供される物品・役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならず、受領締約国政府は、提供締約国政府の書面による事前の同意を得ないで受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品・役務を移転してはならないこと。

5 本協定に基づいて行われる物品・役務の提供に係る決済の手続は、物品の提供については、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法での当該物品の返還等により、役務の提供については、提供締約国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によること。

6 本協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施すること。

7 本協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するニュージーランド国防軍が実施するいかなる活動にも適用されないこと。

なお、本協定は、両締約国政府が本協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、自衛隊及びニュージールランド国防軍が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際的平和及び安全に積極的に寄与することが期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和八年五月二十九日

外務委員長 國場幸之助
衆議院議長 森 英介殿

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件
右
国会に提出する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条

第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、捜査、訴追その他の刑事手続についての共助に関する日本国とカナダとの間の協力を一層実効あるものとするため、令和七年十二月十二日にオタワで、刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約に署名した。よって、この条約を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約

日本国及びカナダ(以下「両締約国」という。)は、

刑事に関する共助の効率的な措置により、両国において犯罪と戦うための二国間協力を促進することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条 趣旨、目的及び共助の範囲

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、他方の締約国における犯罪に関する捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って共助を実施する。「他方の締約国における犯罪」とは、日本国に関しては、日本国の法令によつて罰することができる犯罪をいい、カナダに関しては、カナダ議会の法律又はカナダの州若しくは準州の立法機関の法律によつて創設された犯罪をいう。

2 共助には、次の措置をとることを含む。

(a) 証言又は供述の取得

(b) 映像及び音声の送受信による通話(以下「ビデオ会議」という。)を通じた証言又は供述の取得を可能とすること。

(c) 証拠となる書類、記録その他の物(以下「物件」という。)の取得(捜索又は差押えその他の裁判所の命令の執行によるものを含む。)

(d) 人、物件又は場所の見分(捜索又は差押えその他の裁判所の命令の執行によるものを含む。)

(e) 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定

(f) 被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供

(g) 捜査、訴追その他の刑事手続のために請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達

(h) 拘禁されている受刑者の身柄の一時的な移送であつて、証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のためのもの

(i) 刑事手続に関する文書の送達

(j) 犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助

(k) 被請求国の法令により認められるその他の共助であつて両締約国の中央当局間で決定されたもの

3 被請求国は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施する。

4 この条約は、両締約国間での共助のみを目的とする。この条約の規定は、請求された共助の

実施を妨げ、又は証拠を取得し、若しくは排除することに關し、私人の権利を新たに創設するものではなく、また、私人の既存の権利に影響を及ぼすものではない。

第二条 中央当局

1 各締約国は、この条約に規定するところによりこの条約の運用及び実施について責任を有する中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。カナダについては、中央当局は、カナダ司法大臣又は同大臣が指定する者とする。

2 この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

3 両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たつて、相互に直接連絡する。その連絡については、信頼し得る通信の方法(電子的な方法を含む。)により行うことができる。

第三条 共助の拒否事由

1 被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(a) 被請求国が、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合

(b) 被請求国が、請求された共助の実施により自国の主権、安全、公共の秩序その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合

(c) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為について、自国の重要な利益を害するおそれがある刑罰が請求国の法令の下で科され得ると認める場合。ただし、被請求国は、両締約国が請求された共助を実施するための条件について決定

し、及び請求国が当該条件を満たす場合には、当該共助を実施することができる。 (d) 被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合 (e) 被請求国が、共助の請求が何人かをその者の人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見、性的指向、言語、皮膚の色、年齢若しくは精神的若しくは身体的な障害を理由に訴追し若しくは処罰する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあると信ずるに足りる十分な理由があると認める場合 (f) 被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合であつて、請求された共助の実施に当たり自国の法令に基づく裁判所の命令その他の強制措置が必要であると認めるとき。 2 被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。 3 被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を通報する。 第四条 共助の請求の形式及び内容 1 請求国の中央当局は、共助の請求を書面によつて行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が書面以外の信頼し得る通信の方法（電子的な方法を含む。）を適当と認める場合には、当該方法により共助の請求を行うこ	とができる。この場合において、被請求国の中央当局が求めるときは、請求国の中央当局は、共助の請求の追加的な確認の書面をその後速やかに提出する。 2 共助の請求及び補助的な文書には、両締約国の中央当局間で別段の決定を行う場合を除くほか、被請求国の公用語の一による翻訳文を添付する。公用語は、日本国については、日本語とし、カナダについては、英語及びフランス語とする。 3 共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。 (a) 権限のある当局（共助の請求に係る捜査、訴追その他の刑事手続について責任を有する捜査機関、訴追機関又は司法機関をいう。）の名称 (b) 捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる事実及び被請求国の中央当局が求める場合には、当該事実を裏付ける証拠の要約 (c) 捜査、訴追その他の刑事手続の内容及び段階 (d) 請求国の関係法令の条文 (e) 請求する共助の内容についての説明 (f) 請求する共助の目的（被請求国の中央当局が求める場合には、共助の請求において求めるものが被請求国の領域内に所在し、及び捜査、訴追その他の刑事手続に関連すると信ずるに足りる証拠上の根拠を含む。）についての説明 4 共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。 (a) 証言、供述若しくは物件の提出が求められる	ている者又は請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる者の特定、国籍及び所在地に関する情報 (b) 証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明 (c) 証言又は供述の提出が求められている者に対する質問表 (d) 取得されるべき物件及びその身体が搜索されるべき人又は搜索されるべき場所についての正確な説明 (e) 見分されるべき人、物件又は場所に関する情報 (f) 人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明 (g) 特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報 (h) 送達を受けるべき者の特定及び所在地、当該者と刑事手続との関係並びに送達の方法に関する情報 (i) 請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明 (j) 請求する共助に関する証明書の要求及び当該要求の理由 (k) 請求する共助を秘密のものと取り扱うべき理由についての説明 (l) 該当する場合には、捜査又は訴追の対象となる事件の知識を有する被請求国における公務員の氏名及び連絡先の詳細 (m) 請求する共助の実施について請求国が求める期限及び当該期限の理由 (n) 請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報	5 被請求国が、共助の請求に当たつて通報された情報が共助の実施を可能とする上でこの条約に定める要件を満たすために十分でないと認める場合には、被請求国の中央当局は、追加的な情報を提供するように要請することができる。 第五条 請求された共助の実施 1 被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従つて速やかに実施する。被請求国は、当該共助を実施するためにあらゆる合理的な措置をとる。 2 被請求国は、請求された共助を自国の法令に定める方法又は手続により実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、可能な場合には、共助の請求において示された方法により当該共助を実施する。 3 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国の重要な利益を害し、又は自国における進行中の捜査、訴追その他の刑事手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に対し、当該実施を保留する決定につき速やかに通報するものとし、自国が一定の条件を付して当該共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。 4 被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。 5 被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなしに請求された共助を実施すること
--	---	---	--

ができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。 6 被請求国の中央当局は、請求された共助の実施の状況に関する請求国の中央当局による合理的な照会に回答する。 7 被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に對し、請求された共助の実施の結果につき速やかに通報するものとし、また、その結果取得された証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を提供する。 8 被請求国は、請求国が書類又は記録の原本又は写しの提供を明示的に要請し、及びこれらの原本又は写しを求める理由を説明する場合を除くほか、当該書類又は記録の認証謄本又は電子版を提供することができる。被請求国は、当該書類又は記録の原本又は写しの提供の要請に従うよう最善の努力を払う。 9 被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、提供される物件を請求国の法令に基づき刑事手続において証拠とし得るものとするため、請求国が定める様式により、又は請求国が定める証明書若しくは陳述書を添付して、当該物件を提供する。 10 被請求国の中央当局は、請求された共助の全部又は一部を実施することができない場合には、その理由につき請求国の中央当局に通報する。 第六条 費用 1 被請求国は、両締約国の中央当局間で別段の決定を行う場合を除くほか、請求された共助の実施に要する全ての費用を負担する。	2 1の規定にかかわらず、次の費用については、請求国が負担する。 (a) 鑑定人に支払う手数料 (b) 翻訳、通訳及び記録に要する費用 (c) 第十条、第十五条及び第十六条の規定に基づく人の移動に要する手当及び経費 3 両締約国の中央当局は、請求された共助を実施するために特別な費用が必要であることが明らかとなる場合には、当該共助を実施するための条件について決定するために協議する。 第七条 使用制限及び秘密性 1 請求国は、被請求国の中央当局の事前の同意なしに、共助の請求に示された捜査、訴追その他の刑事手続を除くほか、この条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を開示し、又は使用してはならない。この1の規定は、請求国が自国の手続において被告人の無罪の立証に資するような当該物件を開示することを妨げるものではない。この場合において、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局に対してその開示に先立つて通報し、及び要請があったときは、被請求国の中央当局と協議する。請求国の中央当局は、例外的にその通報を事前に行うことができなかつた場合には、被請求国の中央当局に対して遅滞なくその開示について通報する。 2 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を秘密のものとして取り扱い、又は当該中央当局が定めるその他の条件に従つてのみ使用することを要請することができる。請求国は、当該物件を秘密のものとして取り扱うことに同意し、又は当該条件	を受け入れる場合には、これに従う。 第八条 物件の輸送、保管及び返還 1 被請求国の中央当局は、請求国がこの条約の規定に従って提供される物件を当該中央当局が定める条件(当該物件に係る第三者の利益を保護するために必要と認めるものを含む)に従つて輸送し、及び保管することを要請することができる。 2 被請求国の中央当局は、この条約の規定に従って提供される物件が共助の請求に示された目的のために使用された後、請求国が当該中央当局が定める条件に従つて当該物件を返還することを要請することができる。 3 請求国は、1又は2の規定に基づいて行われた要請に従う。請求国は、当該要請が行われた場合において、見分により物件を改変するおそれ又は損傷するおそれがあるときは、被請求国の中央当局の事前の同意なしに当該物件を見分してはならない。 第九条 証言又は供述の取得 1 被請求国は、請求国の請求により、証言又は供述を取得する。被請求国は、証人の証言又は供述の取得のための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。 2 被請求国は、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示されているところにより請求国の公務員が当該共助の実施の間立ち会うことを可能とするよう、及び当該公務員が証言又は供述の提出を求められている者に対して質問することを確認するよう、最善の努力を払う。請求国の公務員は、直接質問することが認められない場合	には、当該証言又は供述の提出を求められている者に対して発せられるべき質問を提出することが認められる。 3 被請求国は、証言又は供述の取得に係る共助の請求に示されているところにより請求国の公務員以外の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認め、及びその立会いの条件を定めることができる。 第十条 ビデオ会議を通じた証言又は供述の取得を可能とすること 1 請求国の権限のある当局が被請求国に所在する者を証人又は鑑定人として聴取する必要がある場合において、その聴取が請求国の捜査、訴追その他の刑事手続において必要であるときは、被請求国は、当該当局がビデオ会議を通じて当該者から証言又は供述を取得することを可能とすることができる。両締約国は、必要な場合には、請求された共助の実施において生ずる法的、技術的又は事務的な問題の解決を促進するため、並びにビデオ会議を通じた聴取に適用される条件及び方法を相互に決定するために協議する。 2 両締約国間で別段の決定を行う場合を除くほか、ビデオ会議を通じた聴取について、次の規定を適用する。 (a) 被請求国は、聴取されるべき者を特定し、及び当該者の出頭を容易にするために当該者を招請する。 (b) 請求国は、必要に応じ、被請求国の関係当局又は聴取される者の要請により、当該関係当局又は当該者が通訳の援助を受けることを確保する。
---	--	--	---

(c) 聴取は、請求国の法令、被請求国の法の基本原則及び両締約国間で相互に決定した条件に従い、請求国の権限のある当局により直接に又は当該当局の指示の下で行われる。 (d) 被請求国の関係当局は、聴取の間立ち会い、及び当該聴取を観察する。当該関係当局は、当該聴取の間に自国の法の基本原則が侵害されていると認める場合又は両締約国間で相互に決定した条件が尊重されていないと認める場合には、当該聴取が当該基本原則及び当該条件に従って行われることを確保するため、当該聴取への介入並びに当該聴取の延期及び打ち切りを含む必要な措置を直ちにとる。 (e) 両締約国は、自国の法令に基づき聴取される者に与えられる証言を行わない権利を確保し、及び両締約国間で合意される当該者の保護のために必要なその他の措置をとる。	正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。 2 被請求国は、適当と認める場合には、人、物又は場所の見分に係る共助の請求に示されているところにより、請求国の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認めることができる。 第十三条 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定 被請求国は、請求国の請求により、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。 第十四条 公務員の保有する物件の提供 1 被請求国は、請求国の請求により、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手可能なものを請求国に提供する。 2 被請求国は、請求国の請求により、自国の裁量によつて、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手できないものの全部又は一部を、適当と認める条件に従い、請求国に提供することができる。	3 この条の規定に従つて請求国の権限のある当局への出頭が求められている者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁又は身体の自由についての制限の対象とならない。当該者は、共助の請求に示された特定の刑事手続以外のいかなる手続においても証言、供述又は物件を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の刑事手続以外のいかなる手続についても協力することを強制されない。 ただし、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が承認を与える場合は、この限りでない。 4 この条の規定に従つて請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に対し3の規定に従つて与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。 (a) 当該者が、自らの出頭が必要でなくなった旨を権限のある当局によつて書面により通知され、及び請求国から離れなかつた場合にあっては、その通知の時から十五日が経過した時 (b) 当該者が請求国を離れた後、任意に請求国に戻つた場合にあってはその時 (c) 当該者が、出頭期日に権限のある当局に出頭せず(やむを得ない事情によるものを除く)、及び請求国を離れなかつた場合にあっては、当該出頭期日から十五日が経過した時 5 請求国の中央当局は、保護措置が4の規定に従つて終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。 6 この条の規定の下で請求国の権限のある当局	に出頭しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関する文書における記述のいかんを問わず、その出頭しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。 第十六条 拘禁されている受刑者の一時的な移送 1 証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のため、被請求国によつて拘禁されている受刑者の身柄が請求国の領域内に所在することが求められる場合には、被請求国は、その目的のため、当該受刑者の身柄を請求国へ一時的に移す。ただし、被請求国の法令により認められる場合であつて、当該受刑者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が承認するときに限る。 2 請求国は、次のことを行う。 (a) 被請求国が別段の取扱いについての承認を与える場合を除くほか、1の規定に従つて身柄を移された者を拘禁すること。 (b) 両締約国の中央当局による事前の決定その他の決定に従い、1の規定に従つて身柄を移された者を被請求国に直ちに送還すること。 3 この条の規定に従つて請求国に身柄を移された者は、請求国によつて拘禁された期間中、引き続き被請求国において刑に服していたものとみなす。 4 この条の規定に従つて請求国に身柄を移された者は、被請求国に送還されるまでの間、請求国において、前条に規定する保護措置を享受する。 5 この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関する文書
令和八年六月二日 衆議院會議録第二十一号 (c) 聴取は、請求国の法令、被請求国の法の基本原則及び両締約国間で相互に決定した条件に従い、請求国の権限のある当局により直接に又は当該当局の指示の下で行われる。 (d) 被請求国の関係当局は、聴取の間立ち会い、及び当該聴取を観察する。当該関係当局は、当該聴取の間に自国の法の基本原則が侵害されていると認める場合又は両締約国間で相互に決定した条件が尊重されていないと認める場合には、当該聴取が当該基本原則及び当該条件に従って行われることを確保するため、当該聴取への介入並びに当該聴取の延期及び打ち切りを含む必要な措置を直ちにとる。 (e) 両締約国は、自国の法令に基づき聴取される者に与えられる証言を行わない権利を確保し、及び両締約国間で合意される当該者の保護のために必要なその他の措置をとる。 第十一条 物件の取得 1 被請求国は、請求国の請求により、物件を取得する。被請求国は、そのための強制措置(搜索又は差押えを含む)が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。 2 被請求国は、適当と認める場合には、物件の取得に係る共助の請求に示されているところにより、請求国の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認めることができる。 第十二条 人、物件又は場所の見分 1 被請求国は、請求国の請求により、人、物件又は場所の見分を行う。被請求国は、そのための強制措置が必要であり、かつ、共助の請求が当該強制措置をとることを自国の法令において	正当化する情報を含む場合には、当該強制措置をとる。 2 被請求国は、適当と認める場合には、人、物又は場所の見分に係る共助の請求に示されているところにより、請求国の者が当該共助の実施の間立ち会うことを認めることができる。 第十三条 人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定 被請求国は、請求国の請求により、自国に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。 第十四条 公務員の保有する物件の提供 1 被請求国は、請求国の請求により、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手可能なものを請求国に提供する。 2 被請求国は、請求国の請求により、自国の裁量によつて、自国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体が保有する物件であつて公衆が入手できないものの全部又は一部を、適当と認める条件に従い、請求国に提供することができる。 第十五条 出頭の招請の伝達 1 被請求国は、請求国の請求により、自国に所在し、捜査、訴追その他の刑事手続のために請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に対し、当該者が招請されていることを書面により伝達する。 2 請求国の中央当局は、1に規定する出頭のために自国が支払う手当及び経費の限度につき被請求国の中央当局に通報する。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局の要請に基づき、出頭が求められている者の回答につき請求国の中	3 この条の規定に従つて請求国の権限のある当局への出頭が求められている者は、被請求国を離れる前のいかなる行為又は有罪判決を理由としても、請求国の領域内において拘禁又は身体の自由についての制限の対象とならない。当該者は、共助の請求に示された特定の刑事手続以外のいかなる手続においても証言、供述又は物件を提出することを強制されず、また、共助の請求に示された特定の刑事手続以外のいかなる手続についても協力することを強制されない。 ただし、当該者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が承認を与える場合は、この限りでない。 4 この条の規定に従つて請求国の権限のある当局への出頭が求められている者に対し3の規定に従つて与えられる保護措置は、次のいずれかの時に終了する。 (a) 当該者が、自らの出頭が必要でなくなった旨を権限のある当局によつて書面により通知され、及び請求国から離れなかつた場合にあっては、その通知の時から十五日が経過した時 (b) 当該者が請求国を離れた後、任意に請求国に戻つた場合にあってはその時 (c) 当該者が、出頭期日に権限のある当局に出頭せず(やむを得ない事情によるものを除く)、及び請求国を離れなかつた場合にあっては、当該出頭期日から十五日が経過した時 5 請求国の中央当局は、保護措置が4の規定に従つて終了した場合には、被請求国の中央当局にその旨を遅滞なく通報する。 6 この条の規定の下で請求国の権限のある当局	に出頭しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関する文書における記述のいかんを問わず、その出頭しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。 第十六条 拘禁されている受刑者の一時的な移送 1 証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のため、被請求国によつて拘禁されている受刑者の身柄が請求国の領域内に所在することが求められる場合には、被請求国は、その目的のため、当該受刑者の身柄を請求国へ一時的に移す。ただし、被請求国の法令により認められる場合であつて、当該受刑者が同意し、かつ、両締約国の中央当局が承認するときに限る。 2 請求国は、次のことを行う。 (a) 被請求国が別段の取扱いについての承認を与える場合を除くほか、1の規定に従つて身柄を移された者を拘禁すること。 (b) 両締約国の中央当局による事前の決定その他の決定に従い、1の規定に従つて身柄を移された者を被請求国に直ちに送還すること。 3 この条の規定に従つて請求国に身柄を移された者は、請求国によつて拘禁された期間中、引き続き被請求国において刑に服していたものとみなす。 4 この条の規定に従つて請求国に身柄を移された者は、被請求国に送還されるまでの間、請求国において、前条に規定する保護措置を享受する。 5 この条に規定する身柄の移送に同意しない者は、共助の請求又は当該者の出頭に関する文書

における記述のいかんを問わず、その同意しないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十七条 文書の送達

1 文書の送達に係る共助の請求には、送達される文書の被請求国の公用語の一による翻訳文を添付する。

2 被請求国は、送達のために請求国から送付される刑事手続に関する文書の送達を実施するものとし、請求国に対して送達の証明(送達が実施された日付、場所及び方法を含む。)を送付する。

3 共助の請求が請求国の権限のある当局への出頭を求める裁判上の文書の送達に係るものである場合には、当該共助の請求は、出頭期日の少なくとも五十日前までに被請求国によって受領されるものとする。被請求国は、緊急の場合には、この要件を免除することができる。

4 この条の規定に従って送達された裁判上の文書であつて請求国の権限のある当局への出頭を求めるものに従わない者は、共助の請求又は当該裁判上の文書における記述のいかんを問わず、その従わないことを理由として、請求国においていかなる制裁も課されず、また、いかなる強制措置の対象ともならない。

第十八条 犯罪の収益又は道具

1 被請求国は、請求国の請求により、自国の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。当該共助には、当該収益又は道具を保全する措置を含めることができる。

2 被請求国の法令が要求する場合には、1に規定する没収又は保全に係る共助の請求には、裁

判所による没収又は保全の命令の認証謄本を添付する。

3 犯罪の収益又は道具を保管している被請求国は、自国の法令が認める範囲内で、自国が適当と認める条件を付して当該収益又は道具を請求国に移転することができる。

第十九条 他の文書との関係

この条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が適用可能な他の国際協定、取決め又は自国の法令に従って他方の締約国に対して共助を要請し、又は実施することを妨げるものではない。

第二十条 協議

1 両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的のために必要な協議を行うものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

2 両締約国は、必要に応じ、この条約の解釈又は実施に関して生ずるいかなる問題についても協議する。

第二十一条 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十二条 効力発生、改正及び終了

1 この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、この条約の効力発生の日以後に行われる共助の請求(請求された共助がこの条約の効力発生の日前に行われた行為に係るものである場合を含む。)について適用する。

3 この条約は、両締約国間の書面による合意に

よつて改正することができる。

4 各締約国は、他方の締約国に対して書面により通告を行うことにより、いつでもこの条約を終了させることができる。終了は、当該通告が行われた日の後六箇月で効力を生ずる。

5 被請求国は、その裁量によつて、この条約の規定に従い、この条約の終了の通告の後、その終了の効力発生の日までに受領した共助の請求を処理することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

二千二十五年十二月十二日にオタワで、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国のために

山野内勘二

カナダのために

シャリーン・カーティス＝ミカレフ

刑事に関する共助に関する日本国とカナダとの間の条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、令和五年五月にカナダ政府との間で刑事共助条約の締結交渉を開始することで一致したことを受け、同年六月から両国間で条約の締結に向けた交渉を行った。その結果、条約の案文について最終的な合意をみるに至つたので、令和七年十二月十二日にオタワにおいて、

本条約の署名が行われた。

本条約は、我が国とカナダとの間の捜査、訴追その他の刑事手続に関する共助を実施するための枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、他方の締約国における犯罪に関する捜査、訴追その他の刑事手続について本条約の規定に従つて共助を実施し、被請求国は、本条約に別段の定めがある場合を除くほか、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成するか否かにかかわらず、共助を実施すること。

2 共助には、(1)証言又は供述の取得、(2)映像及び音声の送受信による通話を通じた証言又は供述の取得を可能とすること、(3)物件(証拠となる書類、記録その他の物)の取得・搜索又は差押えその他の裁判所の命令の執行によるものを含む。、(4)人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定、(6)被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する物件の提供、(7)捜査、訴追その他の刑事手続のために請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達、(8)拘禁されている受刑者の身柄の一時的な移送であつて、証言又は捜査、訴追その他の刑事手続における協力のためのもの、(9)刑事手続に関する文書の送達、(10)犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助等を含むこと。

3 各締約国は本条約の運用及び実施について責任を有する中央当局を指定すること。日本国の中央当局については法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とし、カナダの中央当局についてはカナダ司法大臣又は同大臣が指定する者とする。

4 両締約国の中央当局は、本条約の実施に当たって、相互に直接連絡を行うこと。

5 被請求国の中央当局は、請求国における捜査、訴追その他の刑事手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合であつて、請求された共助の実施に当たり自国の法令に基づく裁判所の命令その他の強制措置が必要であると認めるとき等においては、共助を拒否することができる。

6 両締約国の中央当局は、本条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的のために必要な協議を行うものとし、当該目的に必要な措置について決定することができる。

本条約は、両締約国が、本条約の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、我が国からカナダに対して請求する共助がカナダにおいて一層確実に実施されることを確保できるとともに、共

助に関する連絡を中央当局間で直接行うことにより、共助の効率化及び迅速化が期待されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和八年五月二十九日

外務委員長 國場幸之助

衆議院議長 森 英介殿

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和八年四月七日

内閣総理大臣 高市 早苗

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律

法律

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第二号中「第四十二条第二項」を「第四十二条第三項」に改める。

第十六条の二第二項ただし書中「妻婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。」を「配偶者」に改め、同項第一号中「夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)」を削り、同項第四号中「夫、」を削る。

第十六条の三第四項を削る。

第十六条の四第一項中「の二」を「のいずれか」に改め、同項第六号中「夫、」を削り、同条第二

項中「の二」を「のいずれか」に改める。

第三十五条第一項中「申請をし、」の下に「徴収法第三十三条第一項に規定する業務であつてこの保険に係る保険関係に係るもの、業務災害の防止に関する活動に係る業務その他のこの保険に係る保険関係に係る業務を適切に実施することができるとして厚生労働省令で定める要件に適合するものとして」を加え、同条第三項中「の団体」を「の承認を受けた団体(以下「承認団体」という。)」に、「団体」を「承認団体に」に改め、同条第四項中「第一項の団体が」を「承認団体が、」に、「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は前項の規定による命令に違反したとき」を加え、「団体に」を「承認団体に」に改め、同条第五項中「第一項の団体」を「承認団体に」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

政府は、承認団体においてこの保険に係る保険関係に係る業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該承認団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十八条第一項中「保険給付」の下に「又は第二十九条第一項各号に掲げる事業であつてこの保険の適用事業に係る労働者及びその遺族に対して行われるものとして政令で定める事業の実施」を加える。

第四十二条第一項中「障害補償給付、遺族補償給付、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したとき」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、これらの保険給付(二次健康診断等給付を除く。)の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第十二条の八第二項に規定する災害補償の事由若しくは同条第四項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうか、第二十条の三第一項、第二十条の四第一項、第二十条の七第一項若しくは第二十条の九第一項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうか又は第二十二条事由に該当するものかどうか又は第二十二条第一項、第二十二条の二第一項、第二十二条の五第一項若しくは第二十四条第一項に規定する給付を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該保険給付を受ける権利については、この項本文中「二年」とあるのは、「五年」とする。

障害補償給付、遺族補償給付、複数事業労働者障害給付、複数事業労働者遺族給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第四十六条及び第四十八条第一項中「第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体に」に改める。

第五十一条中「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加え、「第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体に」に、「団体の」を「承認団体の」に改め、同条第一号中「場合」を「とき。」に改め、同条第二号中「当該職員」を削り、「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「場合」を「とき。」に改める。

第五十三条中「第三十五条第一項に規定する

団体」を「承認団体」に改め、「ときは」の下に「、その違反行為をした者は」を加え、同条第一号中「場合」を「とき。」に改め、同条第二号中「当該職員」を削り、「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「場合」を「とき。」に改め、同条第三号中「同条」を「同項」に、「場合」を「とき。」に改める。 第五十四条第一項中「第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に、「又は団体」を「又は承認団体」に改める。	利は」を「よる給付を受ける権利は、」に改め、「、その他の保険給付を受ける権利はこれらを行使用することができるときから五年を経過したとき」を削り、同項に次のただし書を加える。 ただし、休業手当金の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第八十五条第一項に規定する休業手当金を支給すべき事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該休業手当金を受ける権利については、この項本文中「二年」とあるのは、「五年」とする。 第四百四十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 前項に規定する保険給付以外の保険給付を受ける権利は、これらを行使用することができるときから五年を経過したときは、時効によつて消滅する。 附則第四条第一項及び第二項中「夫、」を削る。 (石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正) 第三条 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)の一部を次のように改正する。 第六十条第一項第二号中「妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)」を「配偶者」に改め、同号イ中「夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)」を削り、同号二及び同項第三号ホ中「夫、」を削る。 第七十三条第一項中「第三十三条第三項の」を	「第三十三条第三項に規定する」に、「第三十五条第一項に規定する団体」を「第三十五条第三項に規定する承認団体」に改める。 (労働基準法の一部改正) 第四条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。 第百十五条中「この法律の規定による災害補償を削り、「賃金」を「この法律の規定による災害補償」に改め、同条に次の一項を加える。 この法律の規定による災害補償の請求権は、これを行使用することができる時から二年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。ただし、この法律の規定による災害補償の原因である事故に係る疾病が、その性質上、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十七条、第七十九条又は第八十条に規定する災害補償の事由に該当するものかどうかを容易に判断することができない疾病として政令で定めるものである場合には、当該災害補償の請求権については、この項本文中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。 第百四十三条第三項中「第百十五条」を「第百十五条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。 (失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正) 第五条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。 附則第十二条を次のように改める。 第十二条 削除 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、令和九年四月一日から施行	する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第十一条及び第十七条の規定 公布の日 二 第五条並びに附則第十条、第十三条、第十四条、第十八条から第二十条まで、第二十二條及び第二十三条の規定 公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日 (労働者災害補償保険法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前において支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金における遺族の範囲及び順位、受給権の消滅並びに支給の停止に係る規定(附則第十五条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第三十号。同条において「昭和四十年労災保険法改正法」という。)附則第四十三条第一項、附則第二十一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十五号。同条において「昭和四十八年労災保険法改正法」という。)附則第五条第一項又は附則第二十四条の規定による改正前の雇用保険法等の一部を改正する法律(令和二年法律第十四号。附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の適用については、なお従前の例による。 2 施行日前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金の額については、なお従前の例による。
---	--	--	--

令和八年六月二日 衆議院会議録第二十二号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三十五条

第一項の承認を受けている団体は、施行日に、
第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法（以下「新労災保険法」という。）第三十五条第一項の承認を受けたものとみなす。

2 この法律の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法第三十五条第一項の規定による承認の申請は、新労災保険法第三十五条第一項の規定による承認の申請とみなす。

第四条 施行日前にされた新労災保険法第三十八条第一項の政令で定める事業に相当する事業の実施に係る処分又はその不作為に関する審査請求については、なお従前の例による。

第五条 施行日前に生じた新労災保険法第四十二条第一項ただし書の政令で定める疾病に相当する疾病による事故を原因とする労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受ける権利の消滅時効については、なお従前の例による。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 施行日前において支給すべき事由が生じた船員保険法の規定による遺族年金における遺族の範囲及び順位、受給権の消滅並びに支給の停止に係る規定の適用については、なお従前の例による。

2 施行日前の期間に係る船員保険法の規定による遺族年金の額については、なお従前の例による。

第七条 施行日前に生じた第二条の規定による改正後の船員保険法第四十二条第一項ただし書の政令で定める疾病に相当する疾病による事故を原因とする船員保険法の規定による休業手当

金を受ける権利の消滅時効については、なお従前の例による。

（石綿による健康被害の救済に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八条 施行日前に労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が生じた石綿による健康被害の救済に関する法律第二条第二項に規定する死亡労働者等の遺族に係る同法の規定による特別遺族年金における遺族の範囲及び順位並びに受給権の消滅に係る規定の適用については、なお従前の例による。

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 施行日前に生じた第四条の規定による改正後の労働基準法第一百五十二条ただし書の政令で定める疾病に相当する疾病による事故を原因とする労働基準法の規定による災害補償の請求権の消滅時効については、なお従前の例による。

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十条 第五条の規定による改正前の失業保険法

及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十二条第二項の任意適用事業に該当する事業（附則第十八条の規定による改正前の失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「第二号改正前昭和四十四年整備法」という。）第五条第一項若しくは第三項又は第六条の規定により労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「労災

保険に係る保険関係」という。）が成立している事業を除く。）が労働者災害補償保険法第三条第一項の適用事業に該当するに至った場合における労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三条の規定の適用については、同条中「開始された」とあるのは、「同項の適用事業に該当するに至つた」とする。

（政令への委任）

第十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第十三条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第十九条第三項において準用する場合を含む。」を削る。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（附則第十九条及び第二十三条において「第二号施行日」という。）前に発生した業務上の負

傷若しくは疾病、複数事業労働者（労働者災害補償保険法第七条第一項第二号に規定する複数事業労働者をいう。附則第十九条及び第二十三条において同じ。）の二以上の事業の業務を要因とする負傷若しくは疾病又は通勤（同項第三号に規定する通勤をいう。附則第十九条及び第二十三条において同じ。）による負傷若しくは疾病であつて、労災保険に係る保険関係の成立前に発生したものについて、附則第十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定により保険給付を行うこととなつた場合における第二号改正前昭和四十四年整備法第十九条第一項の特別保険料に係る延滞金の徴収に関する前条の規定による改正前の国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律第七条第二号の規定による端数計算については、なお従前の例による。

（昭和四十年労災保険法改正法の一部改正）

第十五条 昭和四十年労災保険法改正法の一部を次のように改正する。

附則第四十三条第一項中「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下次項において同じ。）」を削り、「の二」を「のいずれか」に、「の二（第六号を除く。）」を「（第六号を除く。）のいずれかに改め、同条第二項中「夫を削る。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第十六条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第四十六条中「ときは」の下に、「その違反行為をした者はを加え、」第三十五条第一項に規定する団体を「第三十五条第三項に規定する承認団体(第四十八条において単に「承認団体」という。)」に、「団体の」を「承認団体の」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「場合」を「とき」に改め、同条第四号中「当該職員のを削り、」又は「の下に」同項の規定による「を加え、」場合」を「とき」に改める。 第四十七条第一号及び第二号中「場合」を「とき」に改め、同条第三号中「当該職員のを削り、」又は「の下に」同項の規定による「を加え、」場合」を「とき」に改める。 第四十八条第一項中「労災保険法第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に改め、同条第二項中「労災保険法第三十五条第一項に規定する団体」を「承認団体」に、「又は団体」を「又は承認団体」に改める。 (失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正) 第十七条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等について「昭和四十四年整備法」という。の一部を次のように改正する。 第五十二条第二項中「(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。)」を削る。 第十八条 昭和四十四年整備法の一部を次のよう	に改正する。 第五条から第八条までを次のように改める。 第五条から第八条まで 削除 第八条の二を削る。 第十四条中「旧労災保険法」を「第二条の規定による改正前の労災保険法(以下「旧労災保険法」という。)」に改め、同条第一号中「労災保険に係る保険関係及び」を「徴収法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係及び徴収法第四条に規定する」に改める。 第十六条第二項を削る。 第十七条から第二十条までを次のように改める。 第十七条から第二十条まで 削除 第二十一条第一項中「新労災保険法」を「第二条の規定による改正後の労災保険法」に改め、同条第二項を削る。 第二十六条の見出し及び同条第二項中「労災保険」を「労働者災害補償保険」に改める。 (昭和四十四年整備法の一部改正に伴う経過措置) 第十九条 第二号施行日前に発生した業務上の負傷若しくは疾病、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病であつて、労災保険に係る保険関係の成立前に発生したものについては、第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条から第二十条までの規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定に	よる事業主の申請が第二号施行日以後に行われたときは、これらの規定中「労災保険に係る保険関係の成立後」とあるのは、「当該申請の時」とする。 (沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正) 第二十条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。 第四百四十二条中「並びに」の下に「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号 附則第十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十八条の規定による改正前の)」を加える。 (昭和四十八年労災保険法改正法の一部改正) 第二十一条 昭和四十八年労災保険法改正法の一部を次のように改正する。 附則第五条第一項中「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)」を削り、「の二」を「のいずれか」に、「の(一(第六号を除く。))」を「(第六号を除く。のいずれか」に改める。 (特別会計に関する法律の一部改正) 第二十二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。 第九十九条第三項第一号イ中「失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)第十九条第一項の特別保険料(以下この節において「労災保険の特	別保険料」という。を含む。を削る。 第二百二条第一項中、「同項第三号の二」を「及び同項第三号の二に改め、」及び「労災保険の特別保険料の額」を削る。 (特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第二十三条 第二号施行日前に発生した業務上の負傷若しくは疾病、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病であつて、労災保険に係る保険関係の成立前に発生したものについて、附則第十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる第二号改正前昭和四十四年整備法第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の規定により保険給付を行うこととなつた場合における第二号改正前昭和四十四年整備法第十九条第一項の特別保険料に関する前条の規定による改正前の特別会計に関する法律第九十九条第三項及び第二百二条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。 (雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正) 第二十四条 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。 附則第七条第一項中「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)」を削り、「の二」を「のいずれか」に、「の(一(第六号を除く。))」を「(第六号を除く。のいずれか」に改める。
--	--	--	--

理 由

就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、労働者災害補償保険の遺族補償年金における支給要件等の見直し、特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体が同保険の適用を受けるための要件の法定化、同保険の適用事業に関する暫定措置の廃止等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 労働保険の遺族補償年金等について、夫にのみ課せられた支給要件を撤廃するとともに、遺族が一人の場合の年金額を、一律に給付基礎日額の百七十五日分とすること。

2 疾病の性質上、災害補償の事由に該当するものかどうか等を容易に判断することができないものについて、労働保険給付請求権等の消滅時効期間を二年から五年に延長すること。

3 小規模の個人経営の農林水産事業に関する労働保険の暫定任意適用事業としての取扱いを廃止し、労働保険の適用事業とすること。

4 労働保険の特別加入団体に係る要件を法定

化すること。また、政府は、特別加入団体に對して業務改善命令を行うことができるものとするともに、当該命令に違反した場合に保険関係を消滅させることができるものとすること。

5 社会復帰促進等事業であつて労働保険の適用事業に係る労働者及びその遺族に対して行われるものの実施に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができるものとすること。

6 この法律は、一部の規定を除き、令和九年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和八年五月二十九日

厚生労働委員長 大串 正樹
衆議院議長 森 英介殿

(別紙)

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 遺族補償年金における夫婦間の支給要件の差

の解消に当たっては、単に夫婦間の差を是正するにとどまらず、労働者の業務上の死亡によつて失われた遺族の被扶養利益の喪失の補填という労働補償としての制度趣旨を十分に踏まえること。今後、生計維持要件、給付期間、支給要件その他遺族補償年金制度の在り方を検討するに当たっては、労働補償としての責任を薄めることなく、遺族が真に生活を立て直すことができるよう、年金給付に加え、就労支援、心理的支援、子育て支援その他の生活再建支援との連携の在り方についても検討すること。

二 今回の消滅時効期間の延長が一部の疾病に限定されたことを踏まえ、介護(補償)等給付において時効経過による不支給の割合が高い実態を深刻に受け止めるとともに、消滅時効期間の周知に取り組むこと。併せて、労働保険給付請求が遅れる理由は、疾病の性質により発症後直ちに業務起因性を判断することが困難である場合に限られず、労働保険制度に関する認知の不足、医療機関において労働請求の可能性が十分に示唆されないこと、事業主からの働きかけ、事業主との関係悪化への懸念等により請求をためらう場合もあることを踏まえ、こうした事情により本来受けられるべき給付に到達できない者が生じることのないよう、相談支援、周知啓発及び運用改善に取り組むこと。本法施行後は、対象となる疾病の範囲について、施行状況

を踏まえ、必要な拡大を検討すること。

三 暫定任意適用事業の廃止に伴い、新たに労働保険の適用対象となる農林水産業の経営体について、その実態把握を適切に行い、労働保険への加入を確実に進めるとともに、新たに事務的負担等が生じることから、必要な支援を検討す

ること。特に、制度上は強制適用の対象となるにもかかわらず、保険関係成立届その他必要な手続が行われない未手続事業が生じることのないよう、対象となる経営体の把握、個別周知、加入手続支援及び関係機関との連携体制の整備に努めること。また、農林水産業の現場には、家族従事者、短期雇用、季節的な手伝い、乗組員、共同作業、親族の無償協力等、多様な就業実態が存在することを踏まえ、誰が労働基準法上の労働者に該当し、労働保険法の適用対象となるのかについて、具体例を含めて分かりやすく明示すること。さらに、セーフティネットの空白を早期に解消する観点から、公布後五年以内とされる施行期日を待たず、任意加入の促進も含め、可能な限り速やかな移行を促すこと。

四 特別加入団体の承認要件の法定化に当たっては、事務処理体制や財政基盤のみならず、加入時の審査や業務災害防止措置の実施状況を厳格に判断する基準を策定すること。不適切な特別加入団体に対しては、承認取消しも含めた厳格な指導・監督を行うこと。また、特別加入団体の承認取消しを行った場合において、特別加入者の保護が損なわれることがないよう、厚生労働省は、実効性のある指導・監督を行うとともに、特別加入団体の取消しを行った場合においても、特別加入者が不利益を被ることのないよう救済措置を設けるなど万全の措置を講ずること。

五 特別加入団体に係る省令その他の運用基準を定めるに当たっては、労働保険事務組合と特別加入団体の役割の違いを明確にすること。特に、特別加入団体については、単なる労働保険事務の処理にとどまらず、加入者の就業実態を

踏まえた業務災害防止措置、労災保険給付等請求支援、事故発生後の相談対応その他の継続的支援を担う主体であることを踏まえた制度設計とすること。 六 特別加入団体が行う業務災害防止措置については、団体間で実施内容、実施量及び継続的支援体制に差異があることを踏まえ、実施報告、監査その他の適切な方法により取組状況を的確に把握すること。また、好事例の横展開その他の措置により、業務災害防止の実効性を高めること。 七 特別加入者の保険料については、建設業分野において建設業法等に則り、安全衛生経費等として適切に確保する取組が進められていること、また、芸能分野においては「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」において発注者と保険料負担について協議することが望ましいとされていることを踏まえ、その取組が広がるよう、厚生労働省において周知すること。 八 「曖昧な雇用」で働く者も含め、労働基準法の「労働者」に該当する者は確実に労災保険法の適用対象とすること。その上で、特別加入制度の活用に当たっては、本来、労働基準法の「労働者」に該当する者が強制適用の労災保険本体ではなく、本人の保険料負担による特別加入を強いられることがないよう、厚生労働省及び特別加入団体における審査体制を抜本的に強化すること。特に、特別加入の事実のみをもって否定的な判断がなされることのないよう、行政運営における徹底を図るとともに、「実態は労働者」と思われる者が特別加入している場合には、速やかに強制適用への是正を指導すること。	九 家事使用人への労災保険適用については、労働基準法の改正論議を注視しつつ、特別加入における保険料の本人負担という現状が加入の妨げとなっているという意見があることも踏まえ、必要な検討を行うこと。 十 特別加入者に係る業務災害については、契約書等が十分に浸透していない就業実態や、人手不足、代替要員不足等により休業補償給付を請求しづらい業界の実態があるとの声を踏まえ、労働保険事務組合その他の関係機関が、形式的な判断により給付請求を妨げ、いわゆる労災かくしに類する事案を生じさせることのないよう、必要な監査、指導及び是正措置を講ずること。 十一 政府は、メリット制と労災かくし、労災保険給付受給者への報復行為等との因果関係について実態調査を実施するとともに、その結果に基づき、労災かくし等を行う事業主への対応強化も含め、メリット制の在り方について検討を行うこと。その際、労災かくしの実態把握に当たっては、送検件数のみによることなく、相談件数、是正指導件数、労災申請を断念した事案、労災保険給付の請求又は受給を理由とする退職勧奨、復職拒否、雇止め、配置転換、評価上の不利益その他不利益取扱いに関する相談等も含め、労働者が労災申請をためらう実態を的確に把握すること。 十二 労災支給決定情報の事業主への提供に関する運用の見直しに当たっては、提供する情報を必要最小限の範囲に限定すること。また、労災かくしや不利益取扱いを行った事業主に対しては情報提供を停止するなど、労働者の保護に万全を期すこと。
令和八年六月二日 衆議院会議録第二十二号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書	

